

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

準備書面(2)

－ 日報(2016.6.2~9.10)の内容とその分析 －

2017(平成29)年5月26日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文

弁護士 橋本 祐樹

外

目 次

第1	本書面の目的	9
第2	日報等の内容	9
1	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1600号 (平成28年6月2日)	9
2	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1601号 (平成28年6月3日)	11
3	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1602号 (平成28年6月4日)	13
4	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1603号 (平成28年6月5日)	15
5	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1604号 (平成28年6月6日)	16
6	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1605号 (平成28年6月7日)	17
7	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1606号 (平成28年6月8日)	19
8	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1607号 (平成28年6月9日)	20
9	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1608号 (平成28年6月10日)	22
10	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1609号 (平成28年6月11日)	24
11	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1610号 (平成28年6月12日)	26
12	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1611号 (平成28年6月13日)	28
13	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1612号 (平成28年6月14日)	31
14	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1613号 (平成28年6月15日)	

	5日)	3 3
15	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1614号 (平成28年6月1 6日)	3 4
16	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1615号 (平成28年6月1 7日)	3 6
17	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1616号 (平成28年6月1 8日)	3 8
18	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1617号 (平成28年6月1 9日)	3 9
19	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1618号 (平成28年6月2 0日)	4 1
20	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1619号 (平成28年6月2 1日)	4 2
21	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1620号 (平成28年6月2 2日)	4 4
22	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1621号 (平成28年6月2 3日)	4 5
23	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1622号 (平成28年6月2 4日)	4 7
24	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1623号 (平成28年6月2 5日)	4 9
25	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1624号 (平成28年6月2 6日)	5 1
26	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1625号 (平成28年6月2 7日)	5 3
27	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1626号 (平成28年6月2 8日)	5 5
28	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1627号 (平成28年6月2 9日)	5 7
29	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1628号 (平成28年6月3	

	0日)	59
30	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1629号 (平成28年7月1日)	61
31	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1630号 (平成28年7月2日)	63
32	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1631号 (平成28年7月3日)	65
33	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1632号 (平成28年7月4日)	68
34	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1633号 (平成28年7月5日)	70
35	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1634号 (平成28年7月6日)	72
36	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1635号 (平成28年7月7日)	74
37	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1636号 (平成28年7月8日)	77
38	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1637号 (平成28年7月9日)	81
39	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1638号 (平成28年7月10日)	84
40	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1639号 (平成28年7月11日)	87
41	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1640号 (平成28年7月12日)	90
42	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1641号 (平成28年7月13日)	93
43	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1642号 (平成28年7月14日)	97
44	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1643号 (平成28年7月1	

	5日)	101
45	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1644号 (平成28年7月1 6日)	104
46	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1645号 (平成28年7月1 7日)	107
47	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1646号 (平成28年7月1 8日)	109
48	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1647号 (平成28年7月1 9日)	112
49	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1648号 (平成28年7月2 0日)	115
50	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1649号 (平成28年7月2 1日)	118
51	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1650号 (平成28年7月2 2日)	120
52	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1651号 (平成28年7月2 3日)	123
53	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1652号 (平成28年7月2 4日)	125
54	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1653号 (平成28年7月2 5日)	128
55	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1654号 (平成28年7月2 6日)	130
56	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1655号 (平成28年7月2 7日)	132
57	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1656号 (平成28年7月2 8日)	135
58	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1657号 (平成28年7月2 9日)	137
59	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1658号 (平成28年7月3	

	0日)	140
60	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1659号 (平成28年7月3 1日)	143
61	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1660号 (平成28年8月1 日)	146
62	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1661号 (平成28年8月2 日)	149
63	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1662号 (平成28年8月3 日)	153
64	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1663号 (平成28年8月4 日)	156
65	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1664号 (平成28年8月5 日)	159
66	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1665号 (平成28年8月6 日)	162
67	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1666号 (平成28年8月7 日)	165
68	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1667号 (平成28年8月8 日)	169
69	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1668号 (平成28年8月9 日)	172
70	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1669号 (平成28年8月1 0日)	176
71	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1670号 (平成28年8月1 1日)	180
72	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1671号 (平成28年8月1 2日)	183
73	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1672号 (平成28年8月1 3日)	187
74	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1673号 (平成28年8月1	

	4日)	190
75	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1674号 (平成28年8月1 5日)	193
76	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1675号 (平成28年8月1 6日)	196
77	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1676号 (平成28年8月1 7日)	200
78	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1677号 (平成28年8月1 8日)	204
79	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1678号 (平成28年8月1 9日)	207
80	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1679号 (平成28年8月2 0日)	211
81	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1680号 (平成28年8月2 1日)	214
82	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1681号 (平成28年8月2 2日)	217
83	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1682号 (平成28年8月2 3日)	220
84	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1683号 (平成28年8月2 4日)	224
85	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1684号 (平成28年8月2 5日)	227
86	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1685号 (平成28年8月2 6日)	230
87	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1686号 (平成28年8月2 7日)	234
88	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1687号 (平成28年8月2 8日)	237
89	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1688号 (平成28年8月2	

	9日)	240
90	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1689号 (平成28年8月30日)	243
91	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1690号 (平成28年8月31日)	247
92	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1691号 (平成28年9月1日)	250
93	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1692号 (平成28年9月2日)	254
94	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1693号 (平成28年9月3日)	258
95	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1694号 (平成28年9月4日)	261
96	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1695号 (平成28年9月5日)	264
97	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1696号 (平成28年9月6日)	268
98	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1697号 (平成28年9月7日)	271
99	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1698号 (平成28年9月8日)	274
100	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1699号 (平成28年9月9日)	277
101	南スーダン派遣施設隊日々報告 第1700号 (平成28年9月10日)	280
第3	日報から分かること	283
1	7月の戦闘より前の状況	283
2	7月の戦闘について	287
3	7月の戦闘以降の状況	291
第4	結論	297

第1 本書面の目的

本書面では、「南スーダン派遣施設隊 日々報告」から、本件提訴直前の2016年6月から9月までの南スーダンの情勢、とりわけ紛争の実態と南スーダンPKOの活動を巡る変化について論じ、陸上自衛隊第7師団(千歳)中心の第10次隊が活動していた2016年の時点で南スーダンが武力紛争状態であったこと、PKO参加5原則を満たしていなかったことを明らかにする。

第2 日報等の内容

第1準備書面においては、2016年7月7日～12日の「南スーダン派遣施設隊 日々報告」等についての主張を行った。その後、防衛省は、それ以外の「南スーダン派遣施設隊 日々報告」も公表した。

新たに公表された日報等は、2016年6月2日から9月10日の「南スーダン派遣施設隊 日々報告」であり、陸上自衛隊第7師団(千歳)中心の第10次隊が派遣されていた時期の活動に関するものである。

かかる日報等には、以下のような記述がある。

1 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1600号(平成28年6月2日)

(1) 情勢

ア 全域(3頁)

(ア) 和平合意関連

I G A D (政府間開発機構、代理人注記) は、州境界委員会の設置から30日以内に28州問題を決着するように定めており、今後、28州問題に関する協議が進展する可能性あり。一方、キール大統領がi O (前副大統領派、代理人注記) 側等の要望に応じる可能性は低く、協議は難航する可能性あり

(イ) 治安事象

ベンティウにおいては、4月14日にもS P L A (政府軍、代理人注記) とi Oの戦闘が発生。今後も報復目的でS P L Aとi Oの戦闘が発生する可能性あり

イ ジュバ市内(3頁)

ジュバ市内、特にPOCサイト（文民保護サイト、代理人注記）を含むUNハウス（国連南スーダン派遣団＝UNMISS司令部所在地、代理人注記）周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 活動概要（UNトンピン地区）（1／7）（10頁、別紙第1－1）

- ① 区分：施設 任務：UNエプロン側道補修 部隊：器材小隊
時間：0830～1600 場所：UNエプロン 人員：9次隊4、
10次隊4 車両 高機×1 油圧×1 特大型ダンプ×1 グ
レーダ×1 ローラ×1

等

(3) 活動概要（UNトンピン地区）（3／7）（12頁、別紙第1－3）

- ① 区分：施設 任務：（黒塗り、代理人注記）敷地造成
部隊：1小隊 時間：0830～1600 場所：UNハウス
人員：9次隊3、10次隊1 車両 高機×1 DZ×2 OPS
×1 牽引車×1 警備（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（1／6）（20頁、別紙第3－1）

ア 和平合意関連

1日、キール大統領は、第1副大統領マシャル氏及び第2副大統領イッガ氏と会談。キール大統領は、「28州問題は、提案を受け30日以内に再検討する。」と発言、マシャル氏は、「州境界委員会は、15名で構成され10名が南スーダン人、残りの5名はその他の国から選出する。」と発言

→IGADは、州境界委員会の設置から30日以内に28州問題を決着するように定めており、今後、28州問題に関する協議が進展する可能性あり。一方、キール大統領がiO側等の要望に応じる可能性は低く、協議は難航する可能性あり

イ 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

ウ その他の情報資料

31日、イエイリバー州（中央エクアトリア州）知事は、キール大統領と面会し、同地域の治安問題について会談。知事は、キール大統領へ警備強化の必要性を訴えた模様

→イエイ周辺は依然として不安定な状況が継続しているため、同知事が政府に対して警備強化を要請したものと思料。一方、政府が実際に警備強化を行うかは不明

(5) 情勢（2／6）（21頁、別紙第3－2）

ア 凶

①ベンティウ i OがSPLAを襲撃

イ 治安事象

ベンティウにおいては、4月14日にもSPLAとi Oの戦闘が発生。今後も報復目的でSPLAとi Oの戦闘が発生する可能性あり

(6) 患者受診状況（29頁、別紙第5）

受診患者 9名（6月1日1800i～6月2日1800i）

ア 9次隊 7名

(ア) 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(イ) 第1施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(ウ) 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊 2名

(ア) 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(イ) 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(7) 総括（31頁、別紙第7）

情勢（事象）

宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1）

2 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1601号（平成28年6月3日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

I G A Dは、州境界委員会の設置から30日以内に28州問題を決着するように定めており、今後、28州問題に関する協議が進展する可能性あり。一方、キール大統領がi O（前副大統領派、代理人注記）側等の要望に応じる可能性は低く、協議は難航する可能性あり

(イ) 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

イ ジュバ市内（3頁）

ジュバ市内、特にP O Cサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／6）（21頁、別紙第3－1）

ア 和平合意関連

1日、キール大統領は、第1副大統領マシャル氏及び第2副大統領イッガ氏と会談。キール大統領は、「28州問題は、提案を受け30日以内に再検討する。」と発言、マシャル氏は、「州境界委員会は、15名で構成され10名が南スーダン人、残りの5名はその他の国から選出する。」と発言

→I G A Dは、州境界委員会の設置から30日以内に28州問題を決着するように定めており、今後、28州問題に関する協議が進展する可能性あり。一方、キール大統領がi O側等の要望に応じる可能性は低く、協議は難航する可能性あり

イ 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／6）（22頁、別紙第3－2）

ア 凶

①ブンジ及び②カポエタ（黒塗り、代理人注記）

イ 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

(4) 患者受診状況（30頁、別紙第5）

受診患者 11名（6月2日1800i～6月3日1800i）

ア 9次隊 7名

（ア） 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 第1施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（エ） 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊 4名

（ア） 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 情報班 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（31頁、別紙第7）

情勢（事象）

宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，
6／1）

3 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1602号（平成28年6月4日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

（ア） 和平合意関連

州境界委員会設置には各勢力ともに合意しているが、設立目的で意見が対立しており、州境界委員会が設置されたとしても意見の対立は継続するものと思料。また、大統領顧問の追加は、反政府勢力側からの批判を受けてのものと思料。閣僚30名に加え、大統領顧問が19名になることから、今後の各種協議が難航する可能性は否定できず

（イ） 治安事象

牛を巡る抗争であり、今後も報復を目的とした抗争が発生する

可能性あり

イ ジュバ市内（3頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／5）（19頁、別紙第3－1）

治安事象

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／5）（20頁、別紙第3－2）

ア 凶

①ピボル（黒塗り、代理人注記）

イ 治安事象

牛を巡る抗争であり、今後も報復を目的とした抗争が発生する可能性あり

(4) 患者受診状況（27頁、別紙第5）

受診患者 8名（6月3日1800i～6月4日1800i）

ア 9次隊 5名

（ア） 隊本部 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 第2施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 派遣警務班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊 3名

（ア） 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 第1施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（29頁、別紙第7）

情勢（事象）

宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，
6／1）

4 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1603号（平成28年6月5日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

i Oの施設が整備されていく一方、i O側のみの支援を継続した
場合、政府側は米国に対してi Oのみを支援していると批判す
る可能性あり

(イ) 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

イ ジュバ市内（3頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事
案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに
注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込
まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／5）（19頁、別紙第3-1）

治安事象

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／5）（20頁、別紙第3-2）

ア 凶

①マラカル（黒塗り、代理人注記）

イ 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

(4) 患者受診状況（27頁、別紙第5）

受診患者 5名（6月4日1800i～6月5日1800i）

ア 9次隊 3名

(ア) 隊本部 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(イ) 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 10次隊 2名

施設器材小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(5) 総括 (29頁、別紙第7)

情勢 (事象)

宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1)

5 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1604号 (平成28年6月6日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

i Oの施設が整備されていく一方、i O側のみの支援を継続した場合、政府側は米国に対してi Oのみを支援していると批判する可能性あり

(イ) 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

イ ジュバ市内 (3頁)

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響 (3頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢 (1/6) (22頁、別紙第3-1)

治安事象

(黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (2/6) (23頁、別紙第3-2)

ア 凶

①ワウ (黒塗り、代理人注記)

イ 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

(4) 患者受診状況 (31頁、別紙第5)

受診患者 17名 (6月5日1800c～6月6日1800c)

ア 9次隊 9名

- (ア) 隊本部 5名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (イ) 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (ウ) 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (エ) 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 10次隊 8名

- (ア) 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (イ) 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (ウ) 施設器材小隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (エ) 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (オ) 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(5) 総括 (33頁、別紙第7)

情勢 (事象)

宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1)

6 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1605号 (平成28年6月7日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

新たにiO側の大統領顧問を追加することにより、暫定政府内で新たな意見の対立が発生する可能性は否定できない。また、議会の再編成に伴い和平合意履行はさらに遅延するものと思料

(イ) 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

イ ジュバ市内 (3頁)

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに

注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／6）（20頁、別紙第3－1）

ア 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

イ その他の情報資料（下段）

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／6）（21頁、別紙第3－2）

ア 図

①ルンベク及び②ピボル（黒塗り、代理人注記）

イ 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

ウ その他の情報資料（3文目）

（黒塗り、代理人注記）

(4) 患者受診状況（29頁、別紙第5）

受診患者 10名（6月6日1800c～6月7日1800c）

ア 9次隊 3名

（ア） 隊本部 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊 7名

（ア） 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 第2施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（31頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

（ア） 宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1）

（イ） UNハウス（#3POCサイト）周辺において、発砲事案が発

生（6／5）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP（国内避難民、代理人注記）同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

7 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1606号（平成28年6月8日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

国際社会は、暫定政府樹立後6カ月以内に混合裁判所の設立を要求しているものの、キール・マシャル両氏が反対していることから、混合裁判所の設立は延期されるものと思料。設立された場合、両者ともに裁判の対象となる可能性は否定できず、両者は引き続き設立反対を主張すると思料

(イ) 治安事象

（黒塗り、代理人注記）

イ ジュバ市内（3頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／6）（20頁、別紙第3-1）

治安事象

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／6）（21頁、別紙第3-2）

ア 凶

①ルンベク（黒塗り、代理人注記）

イ 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

(4) 患者受診状況 (29頁、別紙第5)

受診患者 11名 (6月7日1800c~6月8日1800c)

ア 9次隊 6名

(ア) 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(イ) 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(ウ) 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(エ) 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 10次隊 5名

(ア) 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(イ) 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(ウ) 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(エ) 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(オ) 派遣警務隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(5) 総括 (31頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1)

(イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

8 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1607号 (平成28年6月9日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

先般出されたキール大統領の共同声明については否定している

ものの、マシャル氏は混合裁判所の設立を支持したとの表明はなく、当面、同裁判所の設立については不透明

(イ) 治安事象

南スーダンにおいては、食糧不足が継続しており、今後、ルンベク以外の地域においても同種事案発生の可能性は否定できず

(ウ) その他の情報資料

(黒塗り、代理人注記)

また、IMFは、現在の南スーダンが直面している経済危機を早期に改善しようとしているものの、南スーダン政府は、資金運営について主導性を保持したいと考えており、今後も両者の意見対立は継続するものと思料

イ ジュバ市内 (3頁)

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響 (3頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢 (1/6) (21頁、別紙第3-1)

ア 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

イ その他の情報資料 (上段)

(黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (2/6) (22頁、別紙第3-2)

ア 図

①ルンベク及び②ピボル (黒塗り、代理人注記)

イ 治安事象

南スーダンにおいては、食糧不足が継続しており、今後、ルンベク以外の地域においても同種事案発生の可能性は否定できず

ウ その他の情報資料 (上段)

(黒塗り、代理人注記)

(4) 患者受診状況 (30頁、別紙第5)

受診患者 9名 (6月8日1800c～6月9日1800c)

ア 9次隊 2名

(ア) 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(イ) 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 10次隊 7名

(ア) 隊本部 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(イ) 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(ウ) 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(エ) 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(オ) 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(5) 総括 (31頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1)

(イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

9 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1608号 (平成28年6月10日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

混合裁判所に関し、キール大統領側とマシャル第1副大統領側の間で意見の対立が継続しており、今後両者間が改めて協議を実施しない限り、同裁判所の設置については進展しないものと思料

(イ) 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

(ウ) その他の情報資料

S P L M (スーダン人民解放運動、代理人注記) 側は、依然として28州制の既成事実化を継続する一方、暫定政府においては、28州問題が進展していないことから、今後、i O等が反対する可能性あり

イ ジュバ市内 (3頁)

ジュバ市内、特にP O Cサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、検問等の設置による交通規制及びハラメントに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (3頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢 (1 / 6) (23頁、別紙第3-1)

治安事象

8日、ジョングレイ州ボマ周辺において、S P L A (政府軍、代理人注記) 兵士がコブラ部隊1名を殺害。同地域では、S P L Aとコブラ部隊の緊張が継続

→殺害の背景については不明。現在、コブラ部隊はS P L Aに対する攻撃を示唆しており、今後、コブラ部隊によるS P L Aに対する報復の可能性あり。今後、同事案をきっかけとして、衝突拡大の可能性も否定できないため、両者の動向に注目

(3) 情勢 (2 / 6) (24頁、別紙第3-2)

ア 凶

①ボマ (黒塗り、代理人注記)

イ 治安事象

(黒塗り、代理人注記)

(4) 患者受診状況 (32頁、別紙第5)

受診患者 15名 (6月9日1800c~6月10日1800c)

ア 9次隊 9名

- (ア) 隊本部 5名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (イ) 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (ウ) 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (エ) 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 10次隊 6名

- (ア) 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (イ) 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (ウ) 警備小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(5) 総括 (34頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1)
- (イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

10 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1609号 (平成28年6月11日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

キール大統領側とマシヤル第1副大統領側の間で意見の対立が継続しており、今後両者間が改めて協議を実施しない限り、混合裁判所の設置については進展しないものと思料

(イ) 治安事象

SPLA兵士によるコブラ部隊兵士の殺害の背景については不明。現在、コブラ部隊はSPLAに対する攻撃を示唆しており、今後、コブラ部隊によるSPLAに対する報復の可能性あり。今

後、同事案をきっかけとして、衝突拡大の可能性も否定できないため、両者の動向に注目

(ウ) その他の情報資料

(黒塗り、代理人注記)

イ ジュバ市内 (3頁)

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、検問等の設置による交通規制及びハラスメントに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (3頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢 (1/6) (21頁、別紙第3-1)

ア 治安事象

8日、ジョングレイ州ボマ周辺において、SPLA兵士がコブラ部隊1名を殺害。同地域では、SPLAとコブラ部隊の緊張が継続→殺害の背景については不明。現在、コブラ部隊はSPLAに対する攻撃を示唆しており、今後、コブラ部隊によるSPLAに対する報復の可能性あり。今後、同事案をきっかけとして、衝突拡大の可能性も否定できないため、両者の動向に注目

イ その他の情報資料

(黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (2/6) (22頁、別紙第3-2)

ア 凶

①ピボル (黒塗り、代理人注記)

イ その他の情報資料

(黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (5/6) (25頁、別紙3-5)

ジュバ市内の状況 (0700~1100)

SPLA及び高官車両の大規模な移動は確認できず。引き続き、SP

LAとiO等の動向に注視が必要

(5) 患者受診状況（30頁、別紙第5）

受診患者 17名（6月10日0800c～6月11日0800c）

ア 9次隊

- (ア) 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (イ) 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (ウ) 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊

- (ア) 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (イ) 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (ウ) 第1施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (エ) 第2施設小隊 4名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (オ) 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (カ) 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（34頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1）
- (イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

11 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1610号（平成28年6月12日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

統合警察の設置に関しては一定の進捗の兆候が見られるものの、組織内における部族間の統合に関しては未だ時間を要するものと

見積もられるため、今その機能発揮には時間を要するものと思料

(イ) 治安事象

SPLA兵士によるコブラ部隊兵士の殺害の背景については不明。現在、コブラ部隊はSPLAに対する攻撃を示唆しており、今後、コブラ部隊によるSPLAに対する報復の可能性あり。今後、同事案をきっかけとして、衝突拡大の可能性も否定できないため、両者の動向に注目

(ウ) その他の情報資料

SPLAとiOによる大規模な戦闘は生起していないものの、第3勢力及び食糧不足、牛を巡る争いを要因とした抗争が南スーダン全域で派生しており、経済状況の悪化及び食糧支援の遅滞が継続した場合、更なるIDPが発生する可能性があるとともに、雨季に入ることから白ナイル川の重要性が増大するものと思料

イ ジュバ市内（3頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、検問等の設置による交通規制及びハラスメントに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（3頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／6）（19頁、別紙第3－1）

ア 治安事象

8日、ジョングレイ州ボマ周辺において、SPLA兵士がコブラ部隊1名を殺害。同地域では、SPLAとコブラ部隊の緊張が継続→殺害の背景については不明。現在、コブラ部隊はSPLAに対する攻撃を示唆しており、今後、コブラ部隊によるSPLAに対する報復の可能性あり。今後、同事案をきっかけとして、衝突拡大の可能性も否定できないため、両者の動向に注目

イ その他の情報資料

SPLAとiOによる大規模な戦闘は生起していないものの、第3勢力及び食糧不足、牛を巡る争いを要因とした抗争が南スーダン全域で派生しており、経済状況の悪化及び食糧支援の遅滞が継続した場合、更なるIDPが発生する可能性があるとともに、雨季に入ることから白ナイル川の重要性が増大するものと思料

(3) 情勢（2／6）（2頁、別紙第3－2）

ア 図

①ピボル（黒塗り、代理人注記）

イ その他の情報資料

（黒塗り、代理人注記）

(4) 患者受診状況（28頁、別紙第5）

受診患者 14名（6月11日0800c～6月12日0800c）

ア 9次隊

（ア） 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊

（ア） 隊本部 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（イ） 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（ウ） 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（エ） 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（オ） 警備小隊 4名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

（カ） 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（34頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

（ア） 宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1）

（イ） UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

12 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1611号(平成28年6月13日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

統合警察の設置に関しては一定の進捗の兆候が見られるものの、組織内における部族間の統合に関しては未だ時間を要するものと見積もられるため、今その機能発揮には時間を要するものと思料。また、中央エクアトリア南部における緊張が高まっており、今後、両勢力からの報復と難民の発生、SPLM-iO野営地の選定の遅延等に影響が出る可能性があり、暫定政府の動向に注視が必要である。

(イ) その他の情報資料

第3勢力及び食糧不足、牛を巡る争いを要因とした抗争が南スーダン全域で派生しており、経済状況の悪化及び食糧支援の遅滞が継続した場合、更なるIDPが発生する可能性があるとともに、雨季に入ることから白ナイル川の重要性が増大するものと思料

イ ジュバ市内 (3頁)

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、検問等の設置による交通規制及びハラスメントに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (3頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果 (4頁)

方針

隊は、現地の情勢変化、UNMISSからの指図及びCRF(陸上自衛隊中央即応集団、代理人注記)の指揮により施設整地等、文民保護に資する活動主体に実施するとともに、UN施設強化整備、UN施設外に

おける活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施した。

この際、指揮転移後の速やかな戦力発揮の万全を期すとともに、新F C（UNM I S S 軍事部門司令官、代理人注記）着任に伴う軍事要員パレード準備を完成した。

(3) 情勢（1／6）（20頁）

和平合意不履行に関する情報

10日、中央エクアトリア州南部のカジョケジにおいて、S P L AとS P L A－i Oと主張する武装集団との抗争が生起し、両部隊併せて30名程度が死亡。武装集団側の幹部によると、当初、S P L Aが武装集団側を攻撃したが、武装集団側が撃退し少なくとも20名を殺害、戦車1両、戦闘車両多数を撃破及び鹵獲（ろかく、代理人注記）した模様
住民の被害については、3名が死亡、約1500名（親とはぐれた子供数百人を含む）が近郊の学校や教会に避難。

(4) 情勢（2／6）（21頁）

ア 図

①カジョケジ

S P L Aと武装集団との抗争

イ 和平合意

統合警察の設置に関しては一定の進捗の兆候が見られるものの、組織内における部族間の統合に関しては未だ時間を要するものと見積もられるため、今その機能発揮には時間を要するものと思料。また、中央エクアトリア南部における緊張が高まっており、今後、両勢力からの報復と難民の発生、S P L M－i O野営地の選定の遅延等に影響が出る可能性があり、暫定政府の動向に注視が必要である。

(5) 患者受診状況（31頁、別紙第5）

受診患者 20名（6月12日1800c～6月13日1800c）

ア 9次隊

- | | | |
|------------|----|----------------|
| (ア) 隊本部 | 1名 | 疾患名（黒塗り、代理人注記） |
| (イ) 本部付隊 | 2名 | 疾患名（黒塗り、代理人注記） |
| (ウ) 第1施設小隊 | 2名 | 疾患名（黒塗り、代理人注記） |

(エ) 警備小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(オ) 派遣警務班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 10次隊

(ア) 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(イ) 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(ウ) 第1施設小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(エ) 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(オ) 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(カ) 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(キ) 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 総括 (33頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1)

(イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

13 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1612号 (平成28年6月14日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

(黒塗り、代理人注記)

(イ) その他の情報資料

ワウ地域においては、本年3月以降、SPLAとSPLA-i O又は武装集団との抗争が散発的に発生 (黒塗り、代理人注記) しており、多数のIDP (Internally Displaced Person: 国内避難民) が同地域一帯に発生してい

ると見積もられ、雨季に入る前に適切な食糧支援が実施されない
場合、更なるIDP又は多数の餓死者が発生する可能性あり。

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事
案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに
注意が必要。また、検問等の設置による交通規制及びハラスメントに
注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに
注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（4／6）（24頁）

ジュバ市内の情勢

14日、0253頃UNトンピン（日本隊宿営地所在地、代理人注
記）南側市街地方向から発砲音計9発確認、0412頃UNトンピン
北西側から11発の発砲音を確認

(3) 情勢（5／6）（25頁）

ジュバ市内の状況（0630～1400）

評価

SPLA及び高官車両の大規模な移動は確認できず。銃声が聞こえた
周辺、裁判所周辺に関しても警官やSPLAの集合は見られなかった。
引き続き、SPLA及びSPLA-iO等の動向に注視が必要

(4) 患者受診状況（31頁、別紙第5）

受診患者 14名（6月13日1800c～6月14日1800c）

ア 9次隊

(ア) 隊本部	4名	疾患名（黒塗り、代理人注記）
(イ) 第1施設小隊	3名	疾患名（黒塗り、代理人注記）
(ウ) 第2施設小隊	1名	疾患名（黒塗り、代理人注記）
(エ) 第3施設小隊	1名	疾患名（黒塗り、代理人注記）
(オ) 警備小隊	2名	疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 10次隊

- (ア) 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (イ) 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- (ウ) 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（33頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1）
- (イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争及び射撃による巻き込まれに注意が必要

14 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1613号（平成28年6月15日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料。また、カジョケジではSPLAとSPLA-iOを主張する武装集団との抗争が生起しており注視が必要

イ ジュバ市内（3頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（2／7）（22頁、別紙3-2）

その他入手した主要な情報資料

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ ②日時不明、カジョケジにおいてSPLAの兵士と思われる集団が市場への略奪行為を実施した模様であり、同地域へ向け周辺地域のSPLA部隊が市民の救援のために移動したが、途中で細部不明の武装集団から伏撃に遭い救援部隊及び伏撃した武装集団の双方に20名以上の死者が発生した模様

(3) 情勢（3／7）（23頁、別紙3－3）

図

ア ①ピボル及びグムルク

（黒塗り、代理人注記）

イ ②カジョケジ

SPLAによる市場略奪

(4) 患者受診状況（32頁、別紙第5）

受診患者 1名（6月14日1800c～6月15日1800c）

警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（33頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

（ア）宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1，14）

（イ）UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5，14）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

15 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1614号（平成28年6月16日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ及び市街地における建国記念日に伴う取締りの強化、ハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（2／8）（22頁、別紙3－2）

その他入手した主要な情報資料

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ ②（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（4／8）（25頁、別紙3－4）

図

ア ①カジョケジ

（黒塗り、代理人注記）

イ ②ピボル

（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（6／8）（27頁、別紙3－6）

ジュバ市内の情勢

13日0855頃、UNDP（国連開発計画、代理人注記）の南スーダン人職員がブルクロードにおいて高官車両の通行を妨害したとして交

通警察に逮捕された模様であり、UNは解放を要求

(5) 患者受診状況（34頁、別紙第5）

受診患者 6名（6月15日1800c～6月16日1800c）

- ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（36頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1, 14）
- (イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6/5, 14）
- (ウ) ブルクロード上でUN職員に対するハラスメント（6/16）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

16 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1615号（平成28年6月17日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと

思料

イ ジュバ市内（４頁）

ジュバ市内、特にPOC（文民保護：Protection of Civilians）サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ及び市街地における建国記念日に伴う取締りの強化、ハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（２／７）（２３頁、別紙３－２）

その他入手した主要な情報資料

ア ①OCHA（国連人道問題調整事務所、代理人注記）により５月の人道支援活動を阻害する事象についての報告があり、５月の発生件数は４月及び２月から３月の平均値より多く、襲撃、ハラスメント、強盗等が移動間に発生している模様

イ ②（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（３／７）（２４頁、別紙３－４）

図

ア ①ラジャ攻撃

イ ②ワウ

（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（５／７）（２６頁、別紙３－６）

ジュバ市内の情勢

ア （黒塗り、代理人注記）

イ 評価

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、及び経済の悪化に伴う治安事象及び窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSP

LAからのハラスメントに注意が必要

(5) 患者受診状況（33頁、別紙第5）

受診患者 6名（6月16日1800c～6月17日1800c）

- ア 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 警備小隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（36頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1, 14）

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6/14）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6/5, 13, 14）

(エ) ブルクロード上でUN職員に対するハラスメント（6/16）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

17 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1616号（平成28年6月18日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方において

は十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（４頁）

ジュバ市内、特にPOC（文民保護：Protection of Civilian）サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ及び市街地における建国記念日に伴う取締りの強化、ハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（２／７）（２０頁、別紙３－２）

その他入手した主要な情報資料

（黒塗り、代理人注記）

(3) 患者受診状況（３０頁、別紙第５）

受診患者 ７名（６月１７日１８００c～６月１８日１８００c）

- ア 隊本部 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第１施設小隊 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 警備小隊 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(4) 総括（３６頁、別紙第７）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（５／５， ９， １２， １５， １９， ２０， ６／１， １４）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（６／１４）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（６／５， １３， １４）
- (エ) ブルクロード上でUN職員に対するハラスメント（６／１６）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

18 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1617号(平成28年6月19日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生じ治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生じており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内 (4頁)

ジュバ市内、特にPOC(文民保護: Protection of Civilian)サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ及び市街地における建国記念日に伴う取締りの強化、ハラメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 患者受診状況 (28頁、別紙第5)

受診患者 4名 (6月18日1800c~6月19日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)
- イ 施設器材小隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)
- ウ 警備小隊 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

(3) 総括 (30頁、別紙第7)

ア 情勢(事象)

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1，14）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／14）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5，13，14）
- (エ) ブルクロード上でUN職員に対するハラスメント（6／16）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

19 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1618号（平成28年6月20日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOC（文民保護：Protection of Civilian）サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（５／７）（２３頁、別紙第３－５）

ジュバ市内の情勢

ア （黒塗り、代理人注記）

イ 評価

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

(3) 患者受診状況（３０頁、別紙第５）

受診患者 ３名（６月１９日１８００c～６月２０日１８００c）

ア 本部付隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 施設器材小隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 警備小隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(4) 総括（３０頁、別紙第７）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（５／５， ９， １２， １５， １９， ２０， ６／１， １４）

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（６／１４， １６， １８）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（６／５， １３， １４）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOC（文民保護：Protection of Civilian）サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（21頁、別紙第3－5）

和平合意不履行に関する情報

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ ②（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（3／7）（23頁、別紙3－3）

㊦

①カジョケジ及び②トリト（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（5／7）（25頁、別紙3－5）

ジュバ市内の情勢

20日2018頃、日本隊宿営地北北西方向約0.5～1kmから機

関銃らしきものの射撃音7～8発を確認、じ後、射撃音なし

(5) 患者受診状況（32頁、別紙第5）

受診患者 6名（6月20日1800c～6月21日1800c）

- ア 本部付隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（34頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

（ア）宿営地周辺より射撃音を確認（5／5，9，12，15，19，20，6／1，14，20）

（イ）ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／14，16，18）

（ウ）UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5，13，14）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

21 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1620号（平成28年6月22日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方において

は十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（４頁）

ジュバ市内、特にPOC（文民保護：Protection of Civilian）サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 患者受診状況（３４頁、別紙第５）

受診患者 ７名（６月２１日１８００c～６月２２日１８００c）

- ア 隊本部 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 施設器材小隊 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第２施設小隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 警備小隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 警護班 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(3) 総括（３４頁、別紙第７）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（５／５， ９， １２， １５， １９， ２０， ６／１， １４， ２０）

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（６／１４， １６， １８）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（６／５， １３， １４）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による

事故等への巻き込まれに注意が必要

22 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1621号(平成28年6月23日)

(1) 情勢

ア 全域(3頁)

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内(4頁)

ジュバ市内、特にPOC(文民保護:Protection of Civilian)サイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響(4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢(2/8)(27頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

ア UNMISSがベンティウに所在するSPLAの幹部45名に対し、未成年を兵士として雇用しないように児童保護の教育を実施した模様→国連の施策に対して、SPLAが一定の理解を示したものであり、15,000~16,000名いると見積もられる少年兵(資料源:UNICEF)の今後の解放に注視

イ (黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (4/8) (29頁、別紙第3-4)

図

ア ①ルンベク

夜間外出禁止令発令

イ ③タリ及びテレケカ並びに④タンブラ

(黒塗り、代理人注記)

(4) 患者受診状況 (38頁、別紙第5)

受診患者 4名 (6月22日1800c~6月23日1800c)

ア 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(5) 総括 (40頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5/5, 9, 12, 15, 19, 20, 6/1, 14, 20)

(イ) ジュバ市街地におけるハラメントの発生 (6/14, 16, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5, 13, 14)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

23 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1622号 (平成28年6月24日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対

する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（22頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

ア 19日にリア郡で抗争が生起し、あるiO高官は、SPLAがiOを攻撃したことは和平合意違反としてSPLAを非難している。

SPLA報道官は、リア郡はマシャル氏の出身地であり、今抗争についてはiO側がリア郡へ侵攻するための戦略の一部として攻撃したものであると発言

イ 23日、JMERC（合同監視評価委員会、代理人注記）議長は停戦監視任務の遂行を軍が妨害しているとして、移動規制や活動制限等の諸制約についてキール大統領を非難

(3) 情勢（2／7）（23頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

②（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（3／7）（24頁、別紙第3－4）

☒

ア ①リーア

リーア郡での抗争

イ ②ワウ

(黒塗り、代理人注記)

(5) 情勢 (5 / 7) (26 頁、別紙第3 - 5)

ジュバ市内の情勢

0 1 1 9 射撃音、1 発

0 1 3 3 射撃音、2 発

0 3 2 6 射撃音、7 発 (曳光弾あり)

0 3 2 8 射撃音、5 発

(6) 患者受診状況 (33 頁、別紙第5)

受診患者 3 名 (6 月 23 日 1800 c ~ 6 月 24 日 1800 c)

ア 本部付隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 警備小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (35 頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5 / 12, 15, 19, 20, 6 / 1, 14, 20, 24)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生 (6 / 13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6 / 5, 13, 14)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、射撃、薬物利用者による事故等への巻き込まれに注意が必要

24 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1623号 (平成28年6月25日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（2／7）（18頁、別紙第2－2）

その他入手した主要な情報資料

②及び③（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（3／7）（19頁、別紙第2－3）

図

ア ②リーア、ベンティウ、グイ、及びコチ
（黒塗り、代理人注記）

イ ③カポエタ
（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（5／7）（21頁、別紙第2－5）

（黒塗り、代理人注記）

(5) 患者受診状況（28頁、別紙第4）

受診患者 4名 (6月23日1800c～6月24日1800c)

- ア 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 総括 (35頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (5/12, 15, 19, 20, 6/1, 14, 20, 24)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生 (6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5, 13, 14, 23)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

25 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1624号 (平成28年6月26日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（４頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（２／６）（１８頁、別紙第２－２）

その他入手した主要な情報資料

ア ②（黒塗り、代理人注記）

イ ２４日、夕方、ワウにおいてSPLAと武装集団の間で抗争が生起。現在はSPLAがワウを掌握。少なくとも４名死亡。国連職員に負傷者はなし。１０００名以上の住民がPOCサイトに避難を求めている模様であるが細部不明

(3) 情勢（３／６）（１９頁、別紙第２－３）

図

ア ②リーア、ベンティウ、グイ、及びコチ
（黒塗り、代理人注記）

イ ③ワウ

ワウで戦闘

(4) 情勢（５／６）（２１頁、別紙第２－５）

（黒塗り、代理人注記）

(5) 患者受診状況（２７頁、別紙第４）

受診患者 ６名（６月２５日０８００c～６月２６日０８００c）

ア 本部付隊 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 施設器材小隊 ３名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 警備小隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（２９頁、別紙第７）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5／12, 15, 19, 20, 6／1, 14, 20, 24）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／13, 14, 18）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5, 13, 14, 23）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

26 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1625号（平成28年6月27日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

キール大統領による3者会談での合意内容への署名拒否は和平合意の進捗を大幅に遅延させる行為であり、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（４頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（１／６）（２４頁、別紙第２－１）

和平合意不履行に関する情報

キール大統領は、６月初頭に三者会談により合意に達した、SPLA-iOの兵舎設立に関する合意及び州境界委員会設立への合意に関する最終的な決議への署名を拒否した模様
→和平合意の履行に対する重大な違反であり、各種協議の土台が崩壊することにより２８州制問題、バハル・アル・ガザル、エクアトリアへのiOの駐留問題の解決には更に時間を要するものと思料

(3) 情勢（３／７）（２６頁、別紙第２－３）

㊦

②ワウ

ワウで戦闘

(4) 情勢（５／７）（２８頁、別紙第２－５）

２７日０９００頃、通勤中と思われるSPLAの兵士から交通統制中の隊員が声をかけられ、金銭を要求される事象が発生
→ハラスメントではなく、物乞いのような要求であり、政府等職員の経済状況はひっ迫しているものと思料

(5) 患者受診状況（３５頁、別紙第４）

受診患者 １２名（６月２６日０８００c～６月２７日１８００c）

ア 隊本部 ４名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
イ 本部付隊 ３名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
ウ 施設器材小隊 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

エ 第3施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

オ 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（37頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

（ア） 宿営地周辺より射撃音を確認（5/12, 15, 19, 20, 6/1, 14, 20, 23）

（イ） ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6/13, 14, 18）

（ウ） UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6/5, 13, 14）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

27 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1626号（平成28年6月28日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

（ア） 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

（イ） その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、

暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（2／9）（26頁、別紙第2－2）

その他入手した主要な情報資料

SPLA－iO高官は、ジュバの治安悪化の理由について、現在訓練中である統合警察部隊（Joint Integrated Police）の設立が遅延していることを挙げ、キール大統領とマシャル第1副大統領が、統合運用指揮所（Joint Operation Command）の主要役職者を指名しただけで、ジュバの治安を統括する統合運用センター（Joint Operation Center）の設立時期について合意していないためだと非難した。

(3) 情勢（4／9）（28頁、別紙2－4）

その他入手した主要な情報資料

①乃至④（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（5／9）（29頁、別紙第2－5）

図

①ワウ、②トリト、③カジョケジ、④ヤンビオ

（黒塗り、代理人注記）

(5) 患者受診状況（38頁、別紙第4）

受診患者 13名（6月27日1800c～6月28日1800c）

ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

- イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 施設器材小隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第1施設小隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 第2施設小隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- カ 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- キ 派遣警務班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 総括（40頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（5／12，15，19，20，6／1，14，20，23）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／13，14，18）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5，13，14）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

28 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1627号（平成28年6月29日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続してい

ることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／9）（20頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／9）（21頁、別紙第3－2）

☒

①リーア

（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（4／9）（23頁、別紙第3－4）

②及び③（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（5／9）（24頁、別紙第3－5）

☒

②ワウ及び③ヤンビオ

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（7／9）（26頁、別紙第3－7）

ジュバ市内の情勢

(黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (8/9) (27頁、別紙第3-8)

ジュバ市内の状況 (0630~1400)

ア 0700

#3POC南東 射撃音×2

イ 評価

SPLA及び高官車両の大規模な移動は確認できず、また、4番交差点で、交通警察により車両誘導を受け、4番交差点以東に進入できず細部大統領府前の状況不明

車両誘導の企図不明であるが、引き続き、SPLA及びSPLA-i O等の動向に注視

(8) 患者受診状況 (33頁、別紙第4)

受診患者 8名 (6月28日1800c~6月29日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第1施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (35頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (6/1, 14, 20, 23)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生 (6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5, 13, 14, 29)

(エ) (黒塗り、代理人注記) (6/26)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による

事故等への巻き込まれに注意が必要

29 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1628号(平成28年6月30日)

(1) 情勢

ア 全域(3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内(4頁)

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響(4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢(1/7)(23頁、別紙第3-1)

和平合意履行に関する情報

①及び②(黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (2/7) (24頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

④及び⑤ (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (3/7) (25頁、別紙第3-3)

図

①ベンティウ、②ヤンビオ、④ワウ及び⑤ボマ

(黒塗り、代理人注記)

(5) 情勢 (5/7) (27頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の情勢

30日0320、日本隊宿営地南側500m以遠から射撃音4発を確認、じ後、射撃音なし

(6) 患者受診状況 (34頁、別紙第4)

受診患者 10名 (6月29日1800c~6月30日1800c)

ア 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (36頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (6/1, 14, 20, 23, 30)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生 (6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5, 13, 14, 29)

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争 (6/26)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による

事故等への巻き込まれに注意が必要

30 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1629号（平成28年7月1日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（22頁、別紙第3－1）

和平合意履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

→5月15日におけるSudan Tribuneによる報道以降、SPLAとiOによる抗争については確認されていないが、引き続き同地域におけるSPLAとiOによる抗争等について注視

(3) 情勢 (2/7) (23頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

②及び③ (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (3/7) (24頁、別紙第3-3)

図

②東トゥイック、③リクアンゴル

(黒塗り、代理人注記)

(5) 患者受診状況 (33頁、別紙第4)

受診患者 4名 (6月30日1800c~7月1日1800c)

ア 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 総括 (35頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (6/1, 14, 20, 23, 30)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生 (6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5, 13, 14, 29)

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争 (6/26)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

31 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1630号 (平成28年7月2日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

（ア） 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接収に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

（イ） その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／6）（19頁、別紙第3－1）

ア 和平合意履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

イ 和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

ウ その他入手した主要な情報資料

②及び③（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／6）（20頁、別紙第3－2）

図

ア ①ダブリュアル、リーア、メイエンディット郡
（黒塗り、代理人注記）

イ ②カポエタ及び③トリト
（黒塗り、代理人注記）

(4) 患者受診状況（29頁、別紙第4）

受診患者 7名（7月1日1800c～7月2日1800c）

- ア 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 第2施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 派遣警務隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(5) 総括（31頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（6／1, 14, 20, 23, 30）

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／13, 14, 18）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5, 13, 14, 29）

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争（6／26）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

32 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1631号（平成28年7月3日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

（ア） 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接収に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

（イ） その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／6）（18頁、別紙第3－1）

ア 南スーダン全域の情勢（1）

（黒塗り、代理人注記）

イ 和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／6）（19頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

ア ②、③及び④（黒塗り、代理人注記）

イ 1日、キール大統領により設立された8名からなる調査機関が
ワウに到着、衝突の調査を開始した模様

ウ SPLA兵士による独立記念日のセレブレーションファイアは
禁止されている模様

→大規模なセレブレーションファイアが発生する可能性は低いも
のを見積もられるが、市民レベルでの散発的な発生は否定できず
注意が必要

(4) 情勢（3／6）（20頁、別紙第3－2）

図

ア ①ダブリュアル、リーア、メイエンディット郡
（黒塗り、代理人注記）

イ ②カポエタ、③トリト及び④ワウ
（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（5／6）（22頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の情勢

（黒塗り、代理人注記）

(6) 患者受診状況（28頁、別紙第4）

受診患者 6名（7月2日1800c～7月3日1800c）

ア 本部付隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

エ 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(7) 総括（30頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

（ア）宿営地周辺より射撃音を確認（6／1，14，20，23，30）

（イ）ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／13，14，18）

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5，13，14，29）

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争（6／26）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

33 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1632号（平成28年7月4日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接収に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への

巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA
及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（１／９）（２３頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（２／９）（２４頁、別紙第３－２）

その他入手した主要な情報資料

③（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（３／９）（２５頁、別紙第３－３）

㊦

ア ②ダブリュアル、リーア、メイエンディット郡

（黒塗り、代理人注記）

イ ③ワウ

（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（５／９）（２７頁、別紙第３－５）

ジュバ市内の情勢

ア ３０日、トンピン地区で強盗を捕まえようとしたSPLA兵士が撃
たれて死亡

２日、ジュバ市内のNGO施設において空き巣により現金とパソコン
が盗まれる被害が発生した模様

→経済状況の悪化による犯罪が継続しているものと思料

イ ２日、カトール地区において、iOの情報幹部が射殺され、iO側
は、政府側の治安関係者により殺害されたと発言している模様

→犯人及び動機等細部不明であるが、緊張を高める行為であり、引き
続き注視

(6) 主要装備品等現況（３２頁、別紙第３－１）

車両

高機動車のフロントカバー損傷（自走可能）

(7) 患者受診状況（37頁、別紙第4）

受診患者 9名（7月3日1800c～7月4日1800c）

- ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 5名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第1施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(8) 総括（39頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（6／1, 14, 20, 23, 30）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／13, 14, 18）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5, 13, 14, 29）
- (エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争（6／26）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

34 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1633号（平成28年7月5日）

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元コミュニティ間の武装集団同士、またはそれらとSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（23頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／7）（24頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

④（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（3／7）（25頁、別紙第3－3）

図

ア ①リーア及び④トリト

（黒塗り、代理人注記）

イ ③イエイ

武装強盗

(5) 情勢（5／7）（27頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の情勢

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (34頁、別紙第4)

受診患者 12名 (7月4日1800c~7月5日1800c)

- ア 隊本部 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 6名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (36頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (6/1, 14, 20, 23, 30)
- (イ) ジュバ市街地におけるハラメントの発生 (6/13, 14, 18)
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6/5, 13, 14, 29, 7/2)
- (エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争 (6/26)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

35 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1634号 (平成28年7月6日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。併せて、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメント、ラマダン祭及び建国5周年に伴う市民の動向に注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（24頁、別紙第3－1）

ア 和平合意履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

イ 和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／7）（25頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

④及び⑤（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（3／7）（25頁、別紙第3－3）

図

①ニムニ、②リーア、④ンザラ及び⑤ピボル

(黒塗り、代理人注記)

(5) 情勢 (5 / 7) (27頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の情勢

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (35頁、別紙第4)

受診患者 5名 (7月5日1800c~7月6日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 警備小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (37頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認 (6 / 1, 14, 20, 23, 30)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生 (6 / 13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生 (6 / 5, 13, 14, 29, 7 / 2)

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争 (6 / 26)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

36 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1635号 (平成28年7月7日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗には依然変化が乏しく、各地域における双方の緊張状態の継続、用地接收に関する地域住民との調整、兵站及び

資金上の問題にも直面しており、和平合意の完全な履行には混合裁判所の設立を含めさらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案及び、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。宿营地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメント及び建国5周年に伴う市民の動向に注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、現地の情勢変化、UNMISSからの指図及びCRF（陸上自衛隊中央即応集団、代理人注記）の指揮により施設整地等、文民保護に資する活動主体に実施するとともに、UN施設強化、整備、UN施設外における活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施する。

この際、UNMISS主催の南スーダン建国5周年記念行事（スポーツ交流）に参加するとともに、記念行事会場の天幕構築支援を実施し、信頼関係の醸成を図る。

(3) 情勢（1／7）（21頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

ジュバ期間後、i Oの関係者約130名以上が逮捕拘留されているとしてi O広報官がSPLA及びNSSを非難し、「政府が事態解決に取り組まなければ、実力行使も辞さない」旨の発言をした模様

SPLA側は言及を避け、「6日に両者間で実施される会議の結果を待つ」と発言をした模様

(4) 情勢 (3/7) (23頁、別紙第3-3)

図

②トリト

武装強盗

(5) 情勢 (5/7) (25頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の情勢

ア 4日2100頃、市内のレストランにおいて3名の武装強盗が金品強奪した模様

→経済の悪化に伴う治安事象及び窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要

イ (黒塗り、代理人注記)

→9日の独立記念日又は治安状況の悪化に関連した武器検索が市内で実施されているものと思料され、SOF A違反(兵力地位協定、代理人注記)への対応には注意が必要

ウ 評価

ジュバ市内において経済の悪化に伴う治安事象及び窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、POCサイト周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ等に注意が必要であるとともに、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要。

(6) 患者受診状況 (32頁、別紙第4)

受診患者 11名 (7月6日1800c~7月7日1800c)

ア 隊本部 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

- ウ 第1施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第2施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(7) 総括（34頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認（6／1，14，20，23，30）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生（6／13，14，18）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生（6／5，13，14，29，7／2）
- (エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争（6／26）
- (オ) 市内において武器検索の兆候（7／6）

イ 情勢（評価）

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要

POCサイト周辺ではIDP同士の抗争、薬物利用者、射撃による事故等への巻き込まれに注意が必要

(8) 7月8日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令（36頁、別紙第7-1）

ア 隊は、現地の情勢変化、UNMISSからの指図及びCRFの指揮により施設整地等、文民保護に資する活動主体に実施するとともに、UN施設強化・整備、UN施設外における活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施する。

この際、UNMISS主催の南スーダン建国5周年記念行事（文化紹介、フードフェスティバル）に参加し、UNMISS参加各国との信頼関係の醸成を図る。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(9) 予想シナリオと我に及ぼす影響（59頁）

関係悪化モデル

ア ジュバの内戦状態に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

37 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1636号（平成28年7月8日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内でのSPLAとiOとの抗争が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメント及び建国5周年に伴う市民の動向に注視が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。

イ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(3) 明日の活動予定（7頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(4) 情勢（2／10）（19頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

②及び③（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（3／10）（20頁、別紙第3－3）

図

①ベンティウ、③ロンガリオ

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（5／10）（22頁、別紙3－5）

ア 7日2000頃から約15分間30発以上の発砲音を南西方向から確認

(黒塗り、代理人注記)

イ 7日2000頃、グデレ地区のロウクリニック（病院）近傍でSPLAとiOの銃撃が発生

iO側の発表によると、iO側の兵士を乗せた大統領警護隊が発砲し銃撃に発展、SPLA側に5名、SSNPS（南スーダン国家警察、代理人注記）に3名、NSS（国家治安局、代理人注記）に2名の死者、iO側に2名の負傷者が発生している模様

現在は落ち着いているが、緊張状態は継続中

(黒塗り、代理人注記)

ウ 図に「曳光」

(7) 情勢（6／10）（23頁、別紙第3－6）

ジュバ市内の情勢

(黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢（7／10）（24頁、別紙第3－7）

ア ジュバ市内の情勢

7日2050頃、キール氏とマシャル氏が電話により対談、両部隊を抑制し、事態の悪化を防ぐことを確認

(黒塗り、代理人注記)

→両勢力の末端の隊員に対する強制力については不明であるが、事態の沈静化に期待

イ 評価

ジュバ市内において経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等が度々発生しており、巻き込まれに注意が必要。また、市内の緊張の高まりによるSPLAとiOの抗争への巻き込まれ、SPLA、大統領警護隊からのハラスメント及び流れ弾には注意が必要

(9) 情勢（8／10）（25頁、別紙第3－8）

評価

ジュバ市内においては、多数のSPLAによる武器検索が各主要な交

差点等で実施されており、緊張状態が高まっている。

(10) 患者受診状況（32頁、別紙第4）

受診患者計7名（7月7日1800c～7月8日1800c）

- ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 施設器材小隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第1施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(11) 総括（34頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(6/1, 14, 20, 23, 30, 7/7)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(6/5, 13, 14, 29, 7/2)

(エ) 市内における武器検索の実施（7/6, 7, 8）

(オ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突

(7/7)

(カ) （黒塗り、代理人注記）

(7/7)

イ 評価

ジュバ市内においては、突発的に抗争等が生起する可能性については否定できず、巻き込まれに注意が必要であるとともに、宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

(12) 7月9日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令（36頁、別紙第7-1）

ア 隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

- イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）
- (13) 予想シナリオと我に及ぼす影響（57頁）

関係悪化モデル

- ア ジュバでの内戦状態に伴うUN活動の停止
- イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

38 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1637号（平成28年7月9日）

(1) 情勢

ア ジュバ市内（4頁）

ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iOとの抗争が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内の緊張の高まりによるSPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注視が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、両勢力対峙の兆候が確認されていることから、夕方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要。

イ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(3) 明日の活動予定（7頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(4) 情勢（1/7）（16頁、別紙第2-1）

ア 8日夕、ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘が生起した模様。細部経緯は不明

キール大統領及びマシャル第1副大統領は、事態の抑制を呼びかけ

ている模様

イ 8日夕、ジュバにおけるSPLAとSPLA-iO間の戦闘により、
双方合わせて約150名の死傷者が発生している模様

SPLAとSPLA-iOの両指導者が衝突の回避を働きかけたもの、
抗争は抑制されておらず、更なる抗争の悪化に注意が必要。

(5) 情勢 (2/7) (17頁、別紙第2-2)

図

ア ①ジュバ

ジュバで戦闘

イ ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘が生起して
おり同事象の波及に注視

(6) 情勢 (4/7) (19頁、別紙2-4)

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況

(ア) 1727 宿営地南西方向から射撃音

(イ) 1737 大統領府方向から煙を確認

(ウ) 1742 宿営地南東方向から射撃音

(エ) 1855 対戦車ヘリ2機(Hi-24)が大統領府上空を旋

回

(オ) 1906 ビルファムロードをSPLA車両×10が北上

(カ) 1907 ビルファムロード北から南へTK(装甲車、代理人
注記)×1両移動

(キ) 2030 曳光弾 計50発

～2327 宿営地南西及び北方向

(ク) 0333 宿営地南方向から射撃音

イ 評価

大統領府近傍で始まった銃撃が、徐々にジュバ市南西方向(UNハ
ウス方向)へ拡大していった模様

夜間においても、散発的な射撃が確認されているが、夜明けから銃
撃が激化する可能性があり注意が必要

(7) 情勢 (5/7) (20頁、別紙第2-5)

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況

- (ア) 0411 南西方向 射撃音6発 距離約1km以上
- (イ) 0419 南西方向 射撃音3発 距離約1.5km以上
- (ウ) 0425 南西方向 機関銃らしき射撃音15発以上 距離約1km以上 (曳光弾2発)
- (エ) 0427 南西方向 射撃音継続
- (オ) 0449 南西方向 射撃音3発 距離約1km
- (カ) 0736 南西方向 射撃音5発 距離約1km
- (キ) 0829 ビルファムロードをSPLA車両
～0955 13両南進、2両北進

イ 評価

1637以降射撃に関する情報は報告されていないものの、両勢力のUNハウス近傍における対峙は継続されているものと見積もられ、夕闇に紛れた報復等が発生する可能性があり注意が必要

(8) 患者受診状況 (27頁、別紙第4)

受診患者計2名 (7月8日1800c～7月9日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (29頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認
(6/1, 14, 20, 23, 30, 7/7, 8, 9)
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生
(6/13, 14, 18)
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生
(6/5, 13, 14, 29, 7/2, 8, 9)
- (エ) 市内における武器検索の実施 (7/6, 7, 8)
- (オ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突
(7/7, 8, 9)
- (カ) (黒塗り、代理人注記)

(7/7)

イ 評価

ジュバ市内においては、SPLAとiOによる衝突が生起しており、巻き込まれに注意が必要であるとともに、宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

(10) 7月10日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令 (31頁、別紙第7-1)

ア 隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）、宿営地警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(11) 予想シナリオと我に及ぼす影響 (46頁)

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

39 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1638号(平成28年7月10日)

(1) 情勢

ア 和平合意関連 (3頁)

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

イ ジュバ市内 (4頁)

ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iOとの戦闘が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、両勢力による戦闘が確認されていることから、朝方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、人道支援実施のための環境作りの活動及び各種整備を実施し、装備品等の稼働率の維持・向上を図る。状況により、UNMISの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。

(3) 明日の活動予定（7頁）

隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（1／6）

ア 8日夕、ジュバにおけるSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘によりSPLA約90名、SPLA-iO約37名、民間人約25名が死亡した模様

キール大統領及びマシヤル第1副大統領は、事態の抑制を呼びかけている模様

大規模な衝突は発生していないものの散発的な銃声は確認されており、今後も報復の可能性は否定できず注意が必要

イ 9日、朝、イエイにおいてSPLAの兵舎が何者かによって襲撃され、SPLA側の兵士が1名負傷した模様

→ジュバでの衝突との関連性については不明であるが、引き続き南スーダン全域への波及に注視

(5) 情勢（2／6）

図

ア ①ジュバ

ジュバで戦闘

イ ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOによる衝突が生起しており同事象の波及に注視

(6) 情勢（4／6）

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況（9日）

（ア） 9日2052頃、宿営地南東方向から射撃音が観測され、以降散発的な射撃音が観測された

（イ） 9日2056頃、射撃音1発

- (ウ) 9日2052頃、射撃音1発
 - 2123頃、曳光弾1発（無音）
 - 2131頃、曳光弾1発（無音）
 - 2308頃、1～2km爆発音

イ 評価

2308以降射撃に関する情報は報告されていないものの、（黒塗り、代理人注記）されているものと見積もられ、引き続き注意が必要。

(7) 情勢（5／6）

ア ジュバ市内の戦闘に関する状況（10日）

- (ア) 10日 1106頃日本対宿営地南側トルコビル周辺でSPLAとSPLA-iOとの銃撃戦が発生
（黒塗り、代理人注記）

(イ) 図

UNハウス近傍での「戦闘の生起」

イ 評価

両勢力のトンピン地区及びUNハウス近傍における戦闘は継続しており、引き続き注意が必要

(8) 患者受診状況（26頁、別紙第4）

受診患者計0名（7月9日1800c～7月10日1800c）

(9) 総括（28頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

- (ア) 宿営地周辺より射撃音を確認
（6／1, 14, 20, 23, 30, 7／7, 8, 9, 10）
- (イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生
（6／13, 14, 18）
- (ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生
（6／5, 13, 14, 29, 7／2, 8, 9）
- (エ) 市内における武器検索の実施（7／6, 7, 8）
- (オ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突
（7／7, 8, 9）

(カ) (黒塗り、代理人注記)

(7/7)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、SPLAとSPLA-iOによる衝突が生起しており、巻き込まれに注意が必要であるとともに、宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

(10) 7月11日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令 (30頁、別紙第7-1)

ア 隊は、情勢変化に伴い(黒塗り、代理人注記)この際、(黒塗り、代理人注記)に移行する。

イ 警備レベル(黒塗り、代理人注記)、宿営地警備レベル(黒塗り、代理人注記)

(11) ジュバ市内衝突事案について(43頁、別紙第12)

ア 0830c UNトンピン地区南西150m付近でSPLA車両が何者かによって襲撃を受けた模様。じ後、砲迫含む銃撃戦に発展

イ 1615c ジュバ市内各所で衝突が発生し緊張状態、UNハウス地区のIDP(国内避難民、代理人注記)は約2000名

(12) 予想シナリオと我に及ぼす影響(46頁)

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・(黒塗り、代理人注記)に伴う、活動の制限

40 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1639号(平成28年7月11日)

(1) 情勢

ア 和平合意関連(3頁)

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

イ ジュバ市内(4頁)

ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iOとの戦闘が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内で

の突発的戦闘への巻き込まれに注意が必要

加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、両勢力による戦闘が確認されていることから、朝方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（５頁）

隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）に移行する。

(3) 明日の活動予定（７頁）

隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）に移行する。

(4) 情勢（１／６）（別紙１－５）

ア 和平合意履行に関する情報

(ア) JMEC（合同監視評価委員会、代理人注記）は南スーダンの速やかな停戦を要請した模様

(イ) 国連安保理は今回の戦闘の責任者を裁くよう主張し、市民及び国連職員にたいして攻撃した行為は戦争犯罪であると強調

→今戦闘に対する国際社会からの評価及び対処は厳しいものになっているものの、（黒塗り、代理人注記）ものと思料

イ 和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人注記）

ウ その他入手した主要な情報資料

①乃至④（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（２／６）（別紙１－５）

キール大統領が１１日１８００停戦命令によりSPLA側はセレブレーションファイアを実施

SPLA-iO側については、統制がとれないことから、断続的な戦闘は継続するものと思料

(6) 情勢（３／６）（別紙第２－５）

①トリト、②ラニャ、③テレケカ、④ボル

(黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (5/6) (20頁、別紙4-5)

ジュバ市内の戦闘に関する状況 (11日)

ア 0635以降、ビルファムストリート沿いを中心にUNトンピン(自衛隊宿営地所在地、代理人注記)周辺、ジョン・ギャラン霊廟及地区一体において戦闘が生起

イ SPLA兵士が(黒塗り、代理人注記)している模様を確認

ウ 1730現在も散発的な射撃が継続中

エ 流れ弾には注意が必要

オ 評価

1800、キール大統領は停戦を宣言した模様。しかし、両勢力間での抗争の可能性は継続するため、引き続き注意が必要

(8) 患者受診状況 (26頁、別紙第4)

受診患者計0名 (7月10日1800c~7月11日1800c)

(9) 総括 (28頁、別紙第6)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(6/1, 14, 20, 23, 30, 7/7, 8, 9, 10, 11)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(6/5, 13, 14, 29, 7/2, 8, 9, 10, 11)

(エ) ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(オ) (黒塗り、代理人注記)

(7/7, 10, 11)

イ 情勢 (評価)

宿営地周辺及び市街地における射撃による流れ弾、ハラスメント等に注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス

及びUNトンピン周辺での衝突（以下略）等に注意が必要

(10) 7月12日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(30頁、別紙第7-1)

ア 隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）この際、（黒塗り、代理人注記）に移行する。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）、宿営地警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(11) ジュバ市内衝突事案について（43頁、別紙第12）

ア 事案の概要

(ア) （黒塗り、代理人注記）近傍にて砲迫含む銃撃戦

(イ) （黒塗り、代理人注記）頃、（黒塗り、代理人注記）に弾着（黒塗り、代理人注記）が負傷

(ウ) （黒塗り、代理人注記）頃、（黒塗り、代理人注記）が攻撃

(エ) （黒塗り、代理人注記）激しい銃撃戦

(オ) （黒塗り、代理人注記）にてTK（装甲車、代理人注記）射撃含む激しい銃撃戦

(カ) 1310c宿営地5、6時方向で激しい銃撃戦

(キ) 1315c宿営地南方向距離200トルコビル付近に砲弾落下

(12) 予想シナリオと我に及ぼす影響（50頁）

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

41 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1640号(平成28年7月12日)

(1) 情勢

ア 和平合意関連（3頁）

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での抗争（中略、代理人注記）等への巻き込まれ及びSPLAによるIDP（国内避難民、代理人注記）に対する攻撃等に注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（５頁）

隊は、情勢変化に伴い（黒塗り、代理人注記）

(3) 明日の活動予定（７頁）

隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿営地内の一斉検索を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

(4) 情勢（１／６）（１６頁、別紙２－１）

１１日１５００にキール大統領とマシヤル副大統領による停戦合意が締結

ジュバ市内に展開したSPLAとiOとの間で偶発的に抗争が生起する可能性があり、注意が必要であるとともに、今後、逐次に市内の検問が減少すると見積もられUNMISSパトロールの状況等に注視

(5) 情勢（２／６）（１７頁、別紙第２－２）

①及び②

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（３／６）（１８頁、別紙第２－３）

①ジュバ、②リーア、ルブコナ、トリト及びカジョケジ

（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（５／６）（２０頁、別紙第２－５）

ジュバ市内の戦闘に関する状況（１２日）

ア 今後もUN施設近辺で偶発的に戦闘が生起する可能性があり、流れ弾には注意が必要であるとともに、本日の（黒塗り、代理人注記）については細部不明であるが、同様の事象が今後も発生する可能性があり注意が必要

イ 評価

UN施設への（黒塗り、代理人注記）避難民の受け入れ及び（黒塗り、代理人注記）による周辺の治安状況、衛生環境の悪化又はSPLAによるUN施設法網への攻撃には引き続き注意が必要

(8) 患者受診状況（別紙第4）

受診患者計7名（7月11日1800c～7月12日1800c）

- ア 本部付隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 第1施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(9) 総括（28頁、別紙第6）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12)

(エ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(オ) （黒塗り、代理人注記）

(7/7, 10, 11)

イ 情勢（評価）

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での衝突（以下略）等に注意が必要

(10) 7月13日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令（30頁、別紙第7-1）

ア 隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿営地内の一斉検索

を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

イ 警備レベル（黒塗り、代理人注記）、宿営地警備レベル（黒塗り、代理人注記）

(11) ジュバ市内衝突事案について（44頁、別紙第12）

ア 事案の概要

射撃の状況

1514c、5時方向（黒塗り、代理人注記）射撃音以外、宿営地周辺射撃音なし

イ 図

0720c

戦闘は生起していないものの散発的なMG（マシンガン、代理人注記）射撃音

(12) 予想シナリオと我に及ぼす影響（50頁）

関係悪化モデル

ア ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

イ 武力衝突・（黒塗り、代理人注記）に伴う、活動の制限

42 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1641号(平成28年7月13日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシヤル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる

武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

また、UNハウス及びUNトンピンへの避難民の流入、UNハウス及びUNトンピン周辺での抗争、薬物使用者による事故等への巻き込まれ及びSPLAによるIDPに対する攻撃等に注意が必要であるととも、市内における略奪等も発生しており在留邦人の動向を含め注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿営地内の一斉検索を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

また、状況等によりUNトンピン内のUN施設強化・整備及び人道支援を実施する。

(3) 情勢（1／7）（17頁、別紙第3－1）

ア 和平合意履行に関する情報

(ア) JMEC（合同監視評価委員会、代理人注記）は暫定政府に和平合意履行の姿勢を見せるように要求し、暫定立法議会設立の促進と両勢力の兵舎建設地域を分けるように提案した模様

(イ) 12日、IGAD（政府間開発機構、代理人注記）臨時サミットがケニヤにおいて開催され、南スーダン政府に対し速やかな停戦履行及び部隊撤収を要求する声明発表を行った模様

イ 和平合意不履行に関する情報

12日朝、iO高官によると、ワウ南部においてSPLAとSPL

A-i O間での戦闘が生じた模様（規模、損害不明）であるが、SPLA広報官はこれを否定

(4) 情勢（2／7）（18頁、別紙3-2）

その他入手した主要な情報資料

②乃至⑤（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（3／7）（19頁、別紙第3-3）

ア 図

(ア) ①ワウ

SPLAとi O間での戦闘

(イ) ②上ナイル州、③リーア、④ユアイ及びグムルク、⑤トリト
（黒塗り、代理人注記）

イ 評価

(ア) 和平合意

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の事象

南スーダンのSPLA-i O側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料

(6) 情勢（5／7）（21頁、別紙第3-5）

ジュバ市内の状況（12日）

ア 夜間に散発的な射撃音が確認されるものの、大規模な戦闘は発生していない

→今後もUN施設近辺での偶発的な戦闘が生起する可能性があり、流れ弾には注意が必要であるとともに、本日のSPLAの侵入の企図については細部不明であるが、同様の事象が今後も発生する可能性があり注意が必要

イ （黒塗り、代理人注記）

ウ 評価

UN施設への（黒塗り、代理人注記）避難民の受入れ及び（黒塗り、

代理人注記)による周辺の治安状況、衛生環境の悪化又はSPLAによるハラスメントには注意が必要

(7) 情勢 (6/7) (22頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況 (13日)

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 評価

UN施設への(黒塗り、代理人注記)避難民の受入れ及び(黒塗り、代理人注記)による周辺の治安状況、衛生環境の悪化には注意が必要

(8) 患者受診状況 (28頁、別紙第5)

受診患者 10名 (7月12日1800c~7月13日1800c)

- ア 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- オ 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- カ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (30頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18, 7/12)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12)

(エ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(オ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(6/26, 7/12)

(カ) 市内において武器検索の実施

(7/6, 7, 8)

(キ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(ク) UNスタッフ及び外交官車両への射撃等

(7/7, 10, 11)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

UN職員に対してのハラスメント、市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

(10) 7月14日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(32頁、別紙第8-1)

ア 隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿営地内の一斉検索を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

また、状況により文民保護に資する活動としてIDPキャンプ汚物処理施設構築、人道支援実施のための環境作りの活動としてUNトンピン内のUN施設強化・整備及び宿営地整備を実施する。

イ 活動警備レベル (UNトンピン内)

(ア) 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

(イ) 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿営地警備 レベル (黒塗り、代理人注記)

(11) 予想シナリオと我に及ぼす影響 (55頁)

ア 2016.7

ジュバ戦闘

イ 関係悪化モデル

(ア) ジュバでの衝突激化に伴うUN活動の停止

(イ) 武力衝突・(黒塗り、代理人注記)に伴う、活動の制限

43 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1642号(平成28年7月14日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシヤル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

ジュバ市街における（黒塗り、代理人注記）に注意が必要であるとともに、UN施設へのSPLA-iO側勢力を含む避難民の受入れ及びSPLAの侵入による周辺の治安状況、衛生環境の悪化には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 本日の活動成果（5頁）

隊は、急な情勢変化に対応しつつ、状況により宿营地内の一斉検索を実施し、各種施設、車両等の点検を実施して、じ後の活動に万全を期する。

また、状況により文民保護に資する活動としてIDPキャンプ汚物処理施設構築、人道支援実施のための環境作りの活動としてUNトンピン内のUN施設強化・整備及び宿营地整備を実施する。

(3) 情勢（1／7）（18頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ 13日、国連安全保障理事会において「キール大統領及びマシャ
ル第1副大統領が和平合意履行を妨げたこと」に対する制裁措置を
PKO事務局長が呼びかけた模様

(4) 情勢（2／7）（19頁、別紙3－2）

その他入手した主要な情報資料

13日、赤十字はジュバにおいて遺体回収を始めた模様

→住民の被害解明と衛生環境の改善に寄与するものと思料

(5) 情勢（3／7）（20頁、別紙第3－3）

☒

①リーア

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（4／7）（21頁、別紙第3－4）

ジュバ市外の情勢

ジュバに駐屯していたSPLA-iOはクジュール山麓のサイト1、
2を放棄し、同地域周辺及びイエイロードへ一帯に分散している模様

SPLAは、イエイロードとグデレロード沿いに防御態勢を整えて
いる模様

→ジュバ市内においては、大規模な戦闘の可能性は低下するものの、
SPLA-iO残党狩り等で散発的な戦闘が生起する可能性及びジュ
バ市郊外で戦闘が生起する可能性があり今後の動向に注視

(7) 情勢（5／7）（22頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の状況（14日）

ア 昼間の射撃音が確認されておらず、市内での抗争や小競り合いに
関する情報も確認されていない。ビルファム道路の交通量も増え、市
民は普段の生活に戻りつつあるが、（黒塗り、代理人注記）

UNMIS警戒レベルは（黒塗り、代理人注記）を継続

イ 評価

市街地におけるSPLAによる一般市民に対する略奪等が発生して
おり治安の悪化に注意が必要

加えて、UN施設への（黒塗り、代理人注記）避難民の受入れ及び（黒塗り、代理人注記）による周辺の治安状況、衛生環境の悪化には注意が必要

(8) 患者受診状況（28頁、別紙第5）

受診患者 11名（7月13日1800c～7月14日1800c）

- ア 隊本部 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第1施設小隊 6名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(9) 総括（30頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18, 7/12)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12)

(エ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(オ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(6/26, 7/12)

(カ) 市内において武器検索の実施

(7/6, 7, 8)

(キ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(ク) UNスタッフ及び外交官車両への射撃等

(7/7, 10, 11)

イ 情勢（評価）

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的

な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

UN職員に対してのハラスメント、市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

(10) 7月15日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(32頁、別紙第8-1)

ア 隊は、急な情勢変化に対応しつつ、宿営地整備を実施し、宿営地機能の向上を図る。

また、状況により人道支援実施のための環境作りの活動として、UNトンピン内の道路整備、給水活動等を実施する。

イ 活動警備レベル (UNトンピン内)

(ア) 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

(イ) 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿営地警備 (黒塗り、代理人注記)

44 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1643号(平成28年7月15日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシヤル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダン全域で経済状況の悪化は継続しており、市民生活に直結している模様。政府関係者に対する給料未払いも継続していることから、治安機関による略奪等の犯罪が生起し治安状態が悪化する可能性があるものと思料

南スーダンの北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で抗争が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪

は継続するものと思料

イ ジュバ市内（４頁）

ジュバ市街における（黒塗り、代理人注記）に注意が必要であるとともに、UN施設へのSPLA-iO側勢力を含む避難民の受入れ及びSPLAの侵入によるUN施設内を含む周辺の治安状況、衛生環境の悪化には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢（１／６）（１９頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

キール大統領はUN及び近隣諸国のこれ以上の派兵を拒否した模様。

一方、ケニアで開催されたIGAD会議においてIGAD事務局長は、南スーダンを支援するために追加派兵が必要と意見を表明

(3) 情勢（２／６）（２０頁、別紙３－２）

その他入手した主要な情報資料

②③④及び⑥（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（３／６）（２１頁、別紙第３－３）

図

ア ②リーア、③ユアイ、④ムンドリ及び⑥イエイ
（黒塗り、代理人注記）

イ ⑤SPLAとiOの小規模な戦闘

ウ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

(5) 情勢（５／６）（２３頁、別紙第３－５）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(6) 患者受診状況（２９頁、別紙第５）

受診患者 ６名（７月１４日１８００c～７月１５日１８００c）

- ア 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第1施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- オ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- カ 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(7) 総括（30頁、別紙第7）

ア 情勢（事象）

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18, 7/12, 14)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12)

(エ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(オ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(7/12, 13)

(カ) 市内において武器検索の実施

(7/6, 7, 8)

(キ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(ク) UNスタッフ及び外交官車両への射撃等

(7/7, 10, 11)

イ 情勢（評価）

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

UN職員に対してのハラスメント、市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

- (8) 7月16日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(32頁、別紙第8-1)

活動警備レベル (UNトンピン内)

ア 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

イ 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿営地警備 (黒塗り、代理人注記)

45 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1644号(平成28年7月16日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシャル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料

また北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が過去に生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内 (4頁)

ジュバ市街における(黒塗り、代理人注記)に注意が必要であるとともに、UN施設へのSPLA-iO側勢力を含む避難民の受入れ及びSPLAの侵入によるUN施設内を含む周辺の治安状況、衛生環境の悪化には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要

(2) 情勢 (1/7) (19頁、別紙第3-1)

ア 和平合意履行に関する情報

15日、マーシャル氏は自身への攻撃はキール氏が画策したものだとして、キール氏が提案する会談に対しては、他国軍の元で身の安全が確保されない限り応じない模様

イ その他入手した主要な情報資料

14日、SPLA及び住民はWFP倉庫を略奪、220,000人の1ヶ月分の食料相当を運びだし、一部はグデレ2市場で売買されている模様。SPLAについては、SPLA-iOの軍需物資がWFPにあるとの情報から作戦として略奪した模様

(3) 情勢 (2/7) (20頁、別紙3-2)

その他入手した主要な情報資料

ア 赤十字は軍関係者死者は600人程度とし、現在遺体はティーチング病院、軍病院へ運んでいるとするも、腐敗や野犬による遺体の損傷が激しく、遺体の埋葬場所を探している模様

イ ④ (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (3/7) (21頁、別紙3-3)

⑤ (黒塗り、代理人注記)

(5) 情勢 (4/7) (22頁、別紙第3-4)

図

ア ①ジュバ

WFP倉庫略奪

イ ④トリト及び⑤ジュバ

(黒塗り、代理人注記)

イ ⑤SPLAとiOの小規模な戦闘

ウ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

(6) 情勢 (6/7) (24頁、別紙第3-6)

ア ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

イ 14日1950、WFPの倉庫がSPLA及び住民によって略奪、
一部がグデレ地区で販売

(7) 患者受診状況 (30頁、別紙第5)

受診患者 12名 (7月15日1800c~7月16日1800c)

- ア 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 施設器材小隊 6名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第1施設小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- オ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 総括 (32頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18, 7/12, 14)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12, 16)

(エ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(オ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(7/12, 13)

(カ) 市内において武器検索の実施

(7/6, 7, 8)

(キ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突

(7/7, 8, 9, 10, 11)

(ク) UNスタッフ及び外交官車両への射撃等

(7/7, 10, 11)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的

な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

(9) 7月17日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(34頁、別紙第8-1)

活動警備レベル (UNトンピン内)

ア 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

イ 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿営地警備 (黒塗り、代理人注記)

46 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1645号(平成28年7月17日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシャル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が過去に生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態にあるとともに、市内各所で略奪等が生起しており、市内の通行は可能であるが危険を伴うものと思料。

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びIDP同士の小競り合い

への巻き込まれ等に注意が必要

(2) 情勢 (2/7) (18頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

① (黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (3/7) (19頁、別紙3-3)

⑤ (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (4/7) (22頁、別紙第3-4)

図

ア ①リーア

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

(5) 情勢 (6/7) (21頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (28頁、別紙第5)

受診患者 2名 (7月16日1800c~7月17日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (30頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) 宿営地周辺より射撃音を確認

(7/7, 8, 9, 10, 11, 12, 13)

(イ) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(6/13, 14, 18, 7/12, 14)

(ウ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12, 16)

- (エ) ワウにおける戦闘
(7/12)
- (オ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争
(7/12, 13)
- (カ) 市内において武器検索の実施
(7/6, 7, 8)
- (キ) ジュバ市内におけるSPLAとiOの衝突
(7/7, 8, 9, 10, 11)
- (ク) UNスタッフ及び外交官車両への射撃等
(7/7, 10, 11)
- (ケ) (黒塗り、代理人注記)
(7/16)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

- (8) 7月18日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(32頁、別紙第8-1)

活動警備レベル (UNトンピン内)

- ア 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)
- イ 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)
- ウ 宿営地警備 (黒塗り、代理人注記)

47 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1646号(平成28年7月18日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシャル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンの i O 側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団と SPLA 又は暫定政府との間で戦闘が過去に生起しており、暫定政府及び新 28 州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内 (4 頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態にあるとともに、市内各所で略奪等が生起しており、市内の通行は可能であるが危険を伴うものと思料。

ウ 活動に及ぼす影響 (4 頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾及び IDP 同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢 (1 / 7) (19 頁、別紙第 3 - 1)

ア 和平合意履行に関する情報

17 日、キール大統領はマシヤル第 1 副大統領に対し、ジュバへ帰還して職務を果たせないのならば、副大統領のポジションを他の SPLM - i O メンバーと交代させる旨の最後通告をした

イ 和平合意不履行に関する情報

SPLA - i O 報道官のジェームズ氏は、「キール大統領が警護隊を差出し、マシヤル第 1 副大統領を保護することは信用できない。現在、キール氏大統領はジュバ市内をコントロールできていない。第 3 の勢力による安全保障を要求する」旨を発言

(3) 情勢 (2 / 7) (20 頁、別紙 3 - 2)

①及び② (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (3 / 7) (21 頁、別紙第 3 - 3)

図

ア ①ルブクウェイ及び②ウロル

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

(5) 情勢 (5/7) (23頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (30頁、別紙第5)

受診患者 7名 (7月17日1800c~7月18日1800c)

ア 隊本部 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 司令部幕僚 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (32頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(7/12, 14)

(イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12, 16)

(ウ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(7/12, 13)

(カ) (黒塗り、代理人注記)

(7/16)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能

性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

- (8) 7月19日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(34頁、別紙第8-1)

活動警備レベル (UNトンピン内)

ア 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

イ 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿営地警備 (黒塗り、代理人注記)

48 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1647号(平成28年7月19日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシヤル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンの i O 側勢力圏における活動が活発化してきており、SPLAによる動員及び軍事行動も確認できることから、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が過去に生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、SPLAによる略奪、暴行等の犯罪も常態化していることから市内での活動には注意が必要であるとともにSPLAによる犯罪の対象となるIDPの動向にも注視が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びIDP同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢（１／７）（１８頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

ア １７日、大統領報道官は、「マシヤル第１副大統領は、第３勢力による警護を要求しているが、既にUNは１２，０００の兵士をジュバに展開しているため、そのような要求は受け入れられない」と発言

イ １８日、キール大統領は、ケニア大統領によるUNMIS増員の姿勢に対し遺憾の意を示した。これに対し、マシヤル第１副大統領は歓迎している模様

→UNMISの増強は、南スーダン政府との間に新たな緊張関係を生起させつつあるものと思料

(3) 情勢（２／７）（１９頁、別紙３－２）

①、③、④及び⑥（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（３／７）（２０頁、別紙第３－３）

図

ア ①クアジョク、③ボル、④ムンドリ及び⑥ジュバ
（黒塗り、代理人注記）

イ ②リーア
戦闘事象

ウ ⑤ユアイ
空爆予告

エ 「戦闘」マーク

７／１１ ジュバ、トリト

７／１２ ワウ

７／１３ イエイ、ムンドリ、リーア

７／１４ ナシール

７／１７ ムンドリ

(5) 情勢（５／７）（２２頁、別紙第３－５）

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ クジュール山周辺では、POCサイトから食糧の買い出しに出たIDPがSPLA兵士による暴行を白昼から日常的に受けている模様

→ジュバ市内におけるSPLAによる暴力は常態化している模様

ウ 16日頃、2台の給水車がUNキャンプに向け前進中のところ、武装した兵士にカージャックされ車両が奪われた模様

(6) 患者受診状況 (29頁、別紙第5)

受診患者 6名 (7月18日1800c~7月19日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

カ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (32頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(7/12, 14)

(イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12, 16)

(ウ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(6/26, 7/12, 13)

(オ) (黒塗り、代理人注記)

(7/16)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的

な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

市内における略奪等も発生しており注意が必要である。

- (8) 7月20日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(33頁、別紙第8-1)

活動警備レベル (UNトンピン内)

ア 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

イ 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿营地警備 (黒塗り、代理人注記)

49 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1648号(平成28年7月20日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

11日、キール大統領及びマシャル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が過去に生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、SPLAによる略奪、暴行等の犯罪から保護を求めるI

D Pの動向に注視が必要。

反UN感情がS P L A内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びI D P同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（17頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

ア 19日、S P L A－i O報道官は、S P L Aが停戦を破りマシャル氏を殺害しようとしてムンドリのS P L A－i Oを攻撃したとして非難。また、マシャル氏はムンドリ地域にはおらず、第3軍によりジュバでの安全が確保されたのならばジュバへ帰還するであろうと発言

イ （黒塗り、代理人注記）

ウ S P L A広報官によると、マシャル第1副大統領を罷免し新たな第1副大統領を擁立するように、i Oに要求している模様

(3) 情勢（2／7）（18頁、別紙3－2）

③乃至⑥（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（3／7）（19頁、別紙第3－3）

図

ア ①ムンドリ

S P L Aとi Oの戦闘

イ ③マラカル、④ボル、⑤ニムレ及び⑥ベンティウ

（黒塗り、代理人注記）

ウ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ

(5) 情勢（5／7）（21頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の状況

ア 7/17～18にかけて、UNハウスのPOCサイトから外出した女性27名がSPLAと思われる兵士により暴行を受けた模様

→ジュバ市内でのSPLAと思われる兵士による暴力は常態化している模様

イ (黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (28頁、別紙第5)

受診患者 6名 (7月19日1800c～7月20日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 第3施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- オ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (32頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

(ア) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生

(7/12, 14)

(イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生

(7/2, 8, 9, 10, 11, 12, 16)

(ウ) ワウにおける戦闘

(7/12)

(エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争

(6/26, 7/12, 13)

(オ) (黒塗り、代理人注記)

(7/16)

(カ) デモの実施

(7/20)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的

な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

市内において反UNに結びつくデモが実施され、参加者の暴徒化又はIDPの過剰な反応は確認できなかったものの、SPLA内で反UN感情が増長している可能性があり注意が必要である。

(8) 7月21日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(32頁、別紙第8-1)

活動警備レベル (UNトンピン内)

ア 警備小隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

イ 活動部隊 レベル (黒塗り、代理人注記)

ウ 宿営地警備 (黒塗り、代理人注記)

50 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1649号(平成28年7月21日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMIS Sに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい

状態であり、SPLAによる略奪、暴行等の犯罪から保護を求めるIDPの動向に注視が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びIDP同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢（2／7）（21頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

- ア 北バハル・アル・ガザル州に所在するSPLA-iO指揮官及び1,500名の兵士は、「和平合意を遵守しないマシャル氏とともに戦うことはできない。」として、SPLAに加入することを表明

イ ③、④及び⑥（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（3／7）（22頁）

図

ア ①アウエイル

SPLA-iOの離反

イ ⑤イコトス

SPLAによる報復

ウ ③カポエタ、④パラジョク、⑥ムンドリ

（黒塗り、代理人注記）

ウ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7／19 ムンドリ

(4) 情勢（5／7）（24頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(5) 患者受診状況 (31頁、別紙第5)

受診患者 6名 (7月20日1800c~7月21日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- オ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 総括 (32頁、別紙第7)

ア 情勢 (事象)

- (ア) ジュバ市街地におけるハラスメントの発生
(7/12, 14)
- (イ) UNハウス周辺において、射撃事案が発生
(7/2, 8, 9, 10, 11, 12, 16)
- (ウ) ワウにおける戦闘
(7/12)
- (エ) リーア郡におけるSPLAとiOの抗争
(6/26, 7/12, 13)
- (オ) リーアのNGO施設で略奪
(7/16)
- (カ) デモの実施
(7/20, 21)

イ 情勢 (評価)

ジュバ市街においては、停戦合意は履行されているものの、偶発的な戦闘の可能性及び今後ジュバ市周辺における戦闘の再発の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要である。

市内において反UNに結びつくデモが実施され、参加者の暴徒化又はIDPの過剰な反応は確認できなかったものの、SPLA内で反UN感情が増長している可能性があり注意が必要である。

51 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1650号(平成28年7月22日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンの i O 側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団と S P L A 又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新 2 8 州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNM I S S に対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、S P L A による略奪、暴行等の犯罪から保護を求める I D P の動向に注視が必要。

反UN感情がS P L A 内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びI D P 同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢（1／7）（19頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

大統領報道官は、21日から48時間以内にマシャル氏がジュバへ来るように強調

→22日中にマシャル氏がジュバへ現れなかった場合、副大統領を罷免

されるものと見積もられ、新たな第1副大統領の任命は、新たな対立構造を生起させるものと思料

(3) 情勢 (2/7) (20頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

②乃至④ (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (3/7) (21頁、別紙第3-3)

図

ア ②マラカル、③レンク、クアジョク、ルンベク、④ボル
(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

(5) 情勢 (5/7) (23頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (30頁、別紙第5)

受診患者 10名(7月21日1800c~7月22日1800c)

ア 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (32頁、別紙第7-1)

情勢 (事象)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21実施 (レンク、クアジョク、ルンベク)

イ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開（黒塗り、代理人注記）

ウ ジュバ市内 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

7/20 反UNデモ

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/12, 14 ラニャでの戦闘

（黒塗り、代理人注記）

7/13, 17, 19 ムンドリでの戦闘

(8) 活動の分析及び評価（33～34頁）

ア 活動

(ア) 宿营地活動（黒塗り、代理人注記）

(イ) UNトンピン活動（黒塗り、代理人注記）

(ウ) UNハウス活動（黒塗り、代理人注記）

(エ) UNハウス（POCサイト付近での活動）
（黒塗り、代理人注記）

(オ) ジュバ市内の活動及び通行（黒塗り、代理人注記）

(カ) ジュバ郊外の活動（黒塗り、代理人注記）

イ 総括

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては反UN感情が一部において高まっていることからハラスメント及びデモへの遭遇には注意が必要

52 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1651号(平成28年7月23日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘

により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンの i O 側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団と SPLA 又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新 28 州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISS に対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4 頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、SPLA による略奪、暴行等の犯罪から保護を求める IDP の動向に注視が必要。

反 UN 感情が SPLA 内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4 頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾及び IDP 同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢 (2 / 7) (18 頁、別紙第 3 - 2)

その他入手した主要な情報資料

①②③⑤及び⑥ (黒塗り、代理人注記)

(3) 情勢 (3 / 7) (19 頁、別紙第 3 - 3)

図

ア ①パジュート、②ワウ、③ベンティウ、⑤アウエイル、⑥マラカル

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

- 7/11 ジュバ、トリト
- 7/12 ワウ
- 7/13 イエイ、ムンドリ、リーア
- 7/14 ナシール
- 7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
- 7/19 ムンドリ

(4) 情勢 (5/7) (21頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(5) 患者受診状況 (28頁、別紙第5)

受診患者 1名 (7月22日1800c~7月23日1800c)

第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 総括 (30頁、別紙第7-1)

情勢 (事象)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22実施

(レンク、クアジョク、ルンベク、アウエイル)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開 (黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

7/20 反UNデモ

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/12, 14 ラニャでの戦闘

(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19 ムンドリでの戦闘

(7) 活動の分析及び評価 (32頁)

評価 (総括)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発

生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては反UN感情が一部において高まっている事からハラスメント及びデモへの遭遇には注意が必要

53 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1652号(平成28年7月24日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、SPLAによる略奪、暴行等の犯罪から保護を求めるIDPの動向に注視が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びIDP同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

- (2) 情勢 (2/7) (19頁、別紙第3-2)
 その他入手した主要な情報資料
 30以上の国際的な市民団体が、安保理に対し「南スーダンへの武器
 禁輸に関する請願書」を提出
- (3) 情勢 (3/7) (20頁、別紙第3-3)
 図
 「戦闘」マーク
 7/11 ジュバ、トリト
 7/12 ワウ
 7/13 イエイ、ムンドリ、リーア
 7/14 ナシール
 7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
 7/19 ムンドリ
- (4) 情勢 (5/7) (22頁、別紙第3-5)
 ジュバ市内の状況
 (黒塗り、代理人注記)
- (5) 患者受診状況 (29頁、別紙第5)
 受診患者 2名 (7月23日1800c~7月24日1800c)
 ア 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
 イ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (6) 情勢 (31頁、別紙第7-1)
 ア 反UNデモ
 7/19, 20, 21, 22実施
 (レンク、クアジョク、ルンベク、アウエイル)
 イ UNハウス 流れ弾
 7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開 (黒塗り、代理人
 注記)
 ウ ジュバ市内 ハラスメント
 (黒塗り、代理人注記)
 7/20 反UNデモ

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/12, 14 ラニャでの戦闘

(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19 ムンドリでの戦闘

(7) 総括 (34頁)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては反UN感情が一部において高まっている事からハラスメント及びデモへの遭遇には注意が必要

54 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1653号(平成28年7月25日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、SPLAによる略奪、暴行等の犯罪から保護を求めるI

D Pの動向に注視が必要。

反UN感情がS P L A内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びI D P同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

(2) 情勢（5／7）（27頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(3) 患者受診状況（34頁、別紙第5）

受診患者 8名（7月24日1800c～7月25日1800c）

ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 本部付隊 3名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

エ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

オ 警備小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（36頁、別紙第7－1）

ア 反UNデモ

7／19，20，21，22実施

（レンク、クアジョク、ルンベク、アウエイル）

イ UNハウス 流れ弾

7／12～ジュバ市西側でのS P L Aの展開（黒塗り、代理人注記）

ウ ジュバ市内 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

7／20 反UNデモ

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7／12，14 ラニャでの戦闘

（黒塗り、代理人注記）

7／13，17，19 ムンドリでの戦闘

(5) 総括（39頁、別紙第7-4）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては反UN感情が一部において高まっている事からハラスメント及びデモへの遭遇には注意が必要

55 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1654号(平成28年7月26日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

南スーダンのiO側勢力圏における活動が活発化してきており、ジュバでの戦闘事象の影響が出始めているものと思料。また、北部及び南部地方において、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であり、SPLAによる略奪、暴行等の犯罪から保護を求めるIDPの動向に注視が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾及びI D P 同士の小競り合いへの巻き込まれ等に注意が必要であるとともに疾病に注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、# 3 P O C サイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢 (1 / 7) (18 頁、別紙第 3 - 1)

和平合意不履行に関する情報

キール大統領は、S P L M - i O からの推薦としてマシヤル第 1 副大統領を罷免し、タバン・デン・ガイ氏を第 1 副大統領に任命する大統領令を発令

(3) 情勢 (2 / 7) (19 頁、別紙 3 - 2)

その他入手した主要な情報資料

①乃至④ (黒塗り、代理人注記)

(4) 情勢 (3 / 7) (20 頁、別紙第 3 - 3)

図

①パラジョク、②ルンベク、③ワウ、ブンジ、④ヤンビオ
(黒塗り、代理人注記)

(5) 情勢 (5 / 7) (22 頁、別紙第 3 - 5)

ジュバ市内の状況

S P L A が今回の戦闘で使用した、不発弾となりそうなものは、R P G 7、迫撃砲弾、ロケット、対戦車榴弾及び手榴弾

(6) 患者受診状況 (29 頁、別紙第 5)

受診患者 4 名 (7 月 25 日 1800 c ~ 7 月 26 日 1800 c)

ア 隊本部 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第 3 施設小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 1 名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (31 頁、別紙第 7 - 1)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25 実施

(レンク、クアジョク、ルンベク、アウエイル、ブンジ、トリト、ワウ)

イ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開（黒塗り、代理人注記）

ウ ジュバ市内 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

7/20 反UNデモ

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/12, 14 ラニャでの戦闘

(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19 ムンドリでの戦闘

(8) 総括（34頁、別紙第7-4）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発するとともに、反UN感情が一部において高まっている事からハラスメント及びデモへの遭遇には注意が必要

56 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1655号(平成28年7月27日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州においてSPLAとSPLA-iOの戦闘が発生、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政

府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、#3POCサイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢（1／9）（18頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

UN：今回の第1副大統領の交代は和平合意を侵害するものとして警告

(3) 情勢（2／9）（19頁、別紙3－2）

その他入手した主要な情報資料

ア ①、②及び④（黒塗り、代理人注記）

イ 26日、西バハル・アル・ガザル州バガリにおいて、現地SPLA－iO指揮官は政府軍と交戦し、知事を拘束、政府軍兵士1700名がSPLA－iOに加わったと発言

(4) 情勢 (3/9) (20頁、別紙第3-3)

図

ア ①パゲリ、②ピボル、④ゴクマチャル

(黒塗り、代理人注記)

イ ③バガリ

SPLA-iO占拠

ウ「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/26 バガリ

(5) 情勢 (5/9) (22頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (31頁、別紙第5)

受診患者 8名 (7月26日1800c~7月27日1800c)

ア 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第1施設小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (33頁、別紙第7-1)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25実施

(レンク、クアジョク、ルンベク、アウエイル、ブンジ、トリト、ワウ)

イ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開（黒塗り、代理人注記）

ウ ジュバ市内 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

7/20 反UNデモ

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
（黒塗り、代理人注記）

7/13, 17, 19 ムンドリでの戦闘

オ ジュバ郊外 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

(8) 総括（36頁、別紙第7-4）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発するとともに、反UN感情が一部において高まっている事からハラスメント及びデモへの遭遇には注意が必要

57 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1656号(平成28年7月28日)

(1) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による暫定立法議会議長の一方的な指名により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州においてSPLAとSPLA-iOの戦闘が発生、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続

するものと思料

また、UNMIS Sに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（４頁）

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、#3POCサイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢（１／８）（２２頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（２／８）（２３頁、別紙第３－２）

その他入手した主要な情報資料

②及び③（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（３／８）（２４頁、別紙第３－３）

㊦

ア ①ムンドリ、②ヤンビオ、カポエタ、③ピボル（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ
7/13 イエイ、ムンドリ、リーア
7/14 ナシール
7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
7/19 ムンドリ
7/21 ムンドリ
7/26 バガリ

(5) 情勢 (5/8) (26頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者 9名 (7月27日1800c~7月28日1800c)

ア 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
イ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
ウ 第3施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
エ 警備小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (33頁、別紙第7-1)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26実施

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

エ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(8) 総括 (36頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が
確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が

高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

58 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1657号(平成28年7月29日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による暫定立法議会議長の一方的な指名により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州においてSPLAとSPLA-iOの戦闘が発生、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は一部平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、#3 POCサイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢 (2/9) (22頁、別紙3-2)

その他入手した主要な情報資料

ア ①及び② (黒塗り、代理人注記)

イ 南スーダン外務省はUN職員の入国に関して一部制限すると発表。
入国3日前に事前通告しなければ、ジュバ空港においてビザ等の発行はしない模様

(3) 情勢 (3/9) (23頁、別紙第3-3)

図

ア ①トリト、②ベンティウ
(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/21 ムンドリ

7/26 バガリ

(4) 情勢 (5/9) (25頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ ジュバ市内において、UNの増派及び内政干渉への反対、UNM
ISSの派遣期間延長に関するデモが開催され、明日も実施される
予定

(5) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者 5名 (7月28日1800c~7月29日1800c)

ア 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 流れ弾

7/26 ジュバ市内の状況は改善傾向

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

オ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (39頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

59 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1658号(平成28年7月30日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による暫定立法議会議長の一方的な指名により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州においてSPLAとSPLA-iOの戦闘が発生、ユニティ州から西方（リアジョク）にSPLA-iOの大規模な部隊が移動した模様、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、#3POCサイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢（1／6）（17頁、別紙第3－1）

その他入手した主要な情報資料

ア ①（黒塗り、代理人注記）

(3) 情勢（2／6）（18頁、別紙第3－2）

図

ア ①ヤンビオ

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/21 ムンドリ

7/26 バガリ

(4) 情勢 (4/6) (20頁、別紙第3-4)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(5) 患者受診状況 (27頁、別紙第5)

受診患者 6名 (7月29日1800c~7月30日1800c)

ア 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (29頁、別紙第7-1)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 流れ弾

7/26 ジュバ市内の状況は改善傾向

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

(黒塗り、代理人注記)

7 / 13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

オ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (32頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

60 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1659号(平成28年7月31日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による暫定立法議会議長の一方的な指名により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州及びジュバ～イエイ道沿いにおいてSPLAとSPLA-iOの戦闘が継続、ユニティ州においてSPLA-iOの内部分裂に伴う部隊が移動した模様、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、

SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、#3 POCサイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢（1／7）（17頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

29日、マシャル氏は電話インタビューで「我々は今までにないほど団結しており、ジュバを奪取する準備はできている。和平合意の履行は第3者部隊の介入なしでは達成できない。」旨の発言をした模様

(3) 情勢（2／7）（18頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

ア 28日、西バハル・アル・ガザルのバガリにおいて、25日以降継続していたSPLAとSPLA-iOとの戦闘は現地反政府勢力の支援を得たSPLA-iOの優勢につき、SPLAが撤退をしている模様

イ ジュバーイエイ道沿いのジュバからラニャの間において、SPLAとSPLA-iOの間で激しい戦闘が行われている模様

また、28日にはルリ近傍で砲迫射撃を含む戦闘が発生した模様
ウ ③（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（3／7）（19頁、別紙第3－3）

図

ア ①バガリ

SPLA撤退

- イ ①イエイ、ルリ
SPLAとSPLA-iOとの戦闘
- ウ ②ベンティウ
(黒塗り、代理人注記)
- エ 「戦闘」マーク
 - 7/11 ジュバ、トリト
 - 7/12 ワウ
 - 7/13 イエイ、ムンドリ、リーア
 - 7/14 ナシール
 - 7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
 - 7/19 ムンドリ
 - 7/21 ムンドリ
 - 7/26 バガリ
 - 7/28 イエイ
 - 7/29 バガリ
- (5) 情勢 (4/7) (20頁、別紙第3-4)
ジュバ市外の状況
28日、ルリでSPLAとSPLA-iOとの戦闘
- (6) 情勢 (5/7) (21頁、別紙第3-5)
ジュバ市内の状況
ア (黒塗り、代理人注記)
イ UNハウス近傍で「射撃音」の文字
- (7) 患者受診状況 (28頁、別紙第5)
受診患者 0名 (7月30日1800c~7月31日1800c)
- (8) 情勢 (30頁、別紙第7-1)
ア 反UNデモ
7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施
イ UNハウス 流れ弾
7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開
(黒塗り、代理人 注記)

ウ ジュバ市内 流れ弾

7/26 ジュバ市内の状況は改善傾向

エ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30 ジュバ～ラニャにおいて戦闘

7/28 ルリ付近での戦闘

オ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (33頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

61 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1660号 (平成28年8月1日)

(1) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による暫定立法会議長の一方的な指名により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州、上ナイル州及びジュバ～イエイ道沿いにおいてSPLAとSPLA-iOの戦闘が継続、ユニティ州においてSPLA-iOの内部分裂に伴う部隊が移動した模様、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（４頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、#3 POCサイト周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢（１／８）（２２頁、別紙第３－１）

和平合意履行に関する情報

３１日、JMECは会議を実施し、キール大統領に対し、マシャル氏への攻撃を中止し、和平合意の履行へと舵をとることを要求

(3) 情勢（２／８）（２３頁、別紙第３－２）

その他入手した主要な情報資料

ア ジュバーイエイ道沿い、ジュバームンドリ道沿い、ジュバ北西部でSPLAとSPLA-iOの間に戦闘が生起している模様

イ ②及び③（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（３／８）（２４頁、別紙第３－３）

図

ア ①ジュバ、ルリ、イエイ

SPLAとSPLA-iOとの戦闘

イ ②ナシール及び③マラカル

(黒塗り、代理人注記)

ウ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/21 ムンドリ

7/26 バガリ

7/28 イエイ

7/29 バガリ

7/31 ジュバ、ルリ、イエイ

(5) 情勢 (4/8) (25頁、別紙第3-4)

ジュバ市外の状況

ジュバーイエイ道沿い、ジュバームンドリ道沿い、ジュバ北西部でS

PLAとSPLA-iOの間に戦闘が生起している模様

(6) 情勢 (5/8) (26頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(7) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者 4名 (7月31日1800c~8月1日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人 注記)

ウ ジュバ市内 流れ弾

7/26 ジュバ市内の状況は改善傾向

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で(黒塗り、

代理人 注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30 ジュバ～ラニャにおいて戦闘

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括(40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

62 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1661号(平成28年8月2日)

(1) 情勢

ア 全域(3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による暫定立法議会議長の一方的な指名により、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

西バハル・アル・ガザル州、上ナイル州及びジュバ～イエイ道沿いにおいてSPLAとSPLA-iOの戦闘が継続、ユニティ州においてSPLA-iOの内部分裂に伴う部隊が移動した模様、南部地方においては、地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州

制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料
また、UNMIS Sに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（４頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに、市内におけるコレラ患者の発生が報道されており、SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺における射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(2) 情勢（１／８）（２１頁、別紙第３－１）

ア 和平合意履行に関する情報

３１日、JMERCのグループ会議がスーダンの首都ハルツームにおいて開催され、南スーダンでの紛争解決について議論し、①先般の武力紛争の調査、②文民保護と安全保障の確約、③敵対行為の停止及び停戦の保証④和平合意の完全履行、⑤第３者部隊の配置の推奨、⑥CTS AMMに対する移動の自由の保障等の要望事項を採択

→SPLAとSPLA-iOの戦闘を抑止するような内容でないため、両者の戦闘が継続するものと思料

イ 和平合意不履行に関する情報

(ア) ①（黒塗り、代理人 注記）

(イ) 2日、SPLA-iOの報道官は、「ジュバ周辺のSPLAとSPLA-iOとの戦闘後、ジュバ～イエイ、ジュバ～ムンドリ、ジュバ～カテゴリの間はSPLA-iOの掌握下であり、ジュバへ第3者による部隊が配置されなければ、SPLA-iO部隊はジュバへ前進がいつでもできる状態にある。」と発言

(3) 情勢 (2/8) (22頁、別紙第3-2)

③ (黒塗り、代理人 注記)

→全国的な戦闘事象の波及に注視

(4) 情勢 (3/8) (23頁、別紙第3-3)

㊦

ア ①ルリ、イエイ

(黒塗り、代理人注記)

イ ②ナシール及び③カテゴリ

SPLAとSPLA-iOとの戦闘

ウ ③ナシール

(黒塗り、代理人注記)

エ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/21 ムンドリ

7/26 バガリ

7/28 イエイ

7/29 バガリ

7/31 ジュバ、ルリ、イエイ

(5) 情勢 (5/8) (25頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

- ア 1日、2358頃、北方向500m射撃音4発
2日、0018頃、北方向1000m射撃音3発
- イ (黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (33頁、別紙第5)

受診患者 6名 (8月1日1800c～8月2日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- オ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- カ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (35頁、別紙第7-1)

- ア 宿営地 流れ弾
8/2 近傍での射撃 (夜間)
- イ 反UNデモ
7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施
- ウ UNハウス 流れ弾
7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開
(黒塗り、代理人注記)
- エ ジュバ市内 ハラスメント
7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)
- オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘
7/29, 30, 31, 1 ジュバ～ラニャにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)
- カ ジュバ郊外 ハラスメント
(黒塗り、代理人注記)

(8) 総括 (39頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が

確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

63 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1662号（平成28年8月3日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名、国際社会の南スーダンへの介入に対する強い反発（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活

動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 情勢（１／８）（２２頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

入国管理局が発表した入国規制により１００人を超える国連職員がVISAの発行拒否やパスポートを返してもらえず、入国拒否や強制出国させられた模様

→今後も同様のハラスメントや意図的な業務の遅延が発生する可能性

(4) 情勢（２／８）（２３頁、別紙第３－２）

①（黒塗り、代理人 注記）

→全国的な戦闘事象の波及に注視

(5) 情勢（３／８）（２４頁、別紙第３－３）

図

ア ①ヤンビオ

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/21 ムンドリ

7/26 バガリ

7/28 イエイ

7/29 バガリ

7/31 ジュバ、ルリ、イエイ

8/2 バガリ、リーア、ナシール

(6) 情勢 (5/8) (26頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人 注記)

イ 2日2337、宿営地西側、距離不明、HMG (重機関銃、代理人注記) 射撃音4~6発

3日0203、宿営地西側、距離不明、射撃音2発
→流れ弾に注意

(7) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者 3名 (8月2日1800c~8月3日1800c)

ア 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/2 近傍での射撃 (夜間)

イ 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開
(黒塗り、代理人 注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、代理人 注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ~ラニヤにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

64 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1663号 (平成28年8月4日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名、国際社会の南スーダンへの介入に対する強い反発(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 情勢（2／9）（23頁、別紙第3－2）

①乃至④（黒塗り、代理人 注記）

(4) 情勢（3／9）（24頁、別紙3－3）

⑤（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（4／9）（25頁、別紙第3－4）

図

ア ②リーア

SPLAとSPLA-iOの戦闘

イ ①マラカル、③マグウィ、④テレケカ、⑤ベンティウ
（黒塗り、代理人注記）

ウ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ
7/21 ムンドリ
7/26 バガリ
7/28 イエイ
7/29 バガリ
7/31 ジュバ、ルリ、イエイ
8/2 バガリ、リーア、ナシール

(6) 情勢 (6/9) (27頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人 注記)

イ 4日1240頃にビルファムロード、1300頃にジュバイエイロードを西進するトレーラー2台(各戦車1両積載)されているのを確認

→イエイ、ラニャ方向への増援と史料

(7) 患者受診状況 (35頁、別紙第5)

受診患者12名(8月3日1800c~8月4日1800c)

ア 本部付隊 7名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

イ 第2施設小隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

ウ 第3施設小隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/2 近傍での射撃(夜間)

イ 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人 注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で(黒塗り、

代理人 注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ～ラニヤにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

65 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1664号 (平成28年8月5日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名、国際社会の南スーダンへの介入に対する強い反発(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一

般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（４頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 情勢（１／８）（２４頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人 注記）

(4) 情勢（２／８）（２５頁、別紙３－２）

その他入手した主要な情報資料

②乃至⑦（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（３／８）（２６頁、別紙第３－３）

㊦

ア ①及び②ヤンビオ、③及び④トリト、⑤ブンジ、⑥ナシール、⑦パ
ジュート

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト
 7/12 ワウ
 7/13 イエイ、ムンドリ、リーア
 7/14 ナシール
 7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
 7/19 ムンドリ
 7/21 ムンドリ
 7/26 バガリ
 7/28 イエイ
 7/29 バガリ
 7/31 ジュバ、ルリ、イエイ
 8/2 バガリ、リーア、ナシール
 8/4 ナシール
 8/5 ブンジ

(6) 情勢 (5/8) (28頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

- ア 4日1922頃にビルファムロードをトレーラー2台(各戦車1両積載)の北進を確認
 →昼間確認された戦車と同様の戦車であるかどうか不明であるが、ジュバ北部の戦闘と併せて、引き続き注視
- イ 5日軍用ヘリの動きが活発化(1300まで、10機の往来を確認)
 →(略)今後も引き続きジュバ郊外での戦闘が継続する可能性を示唆するものと思料

(7) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者14名(8月4日1800c~8月5日1800c)

- ア 隊本部 3名 疾患名(黒塗り、代理人注記)
- イ 本部付隊 3名 疾患名(黒塗り、代理人注記)
- ウ 施設器材小隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)
- エ 第1施設小隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)
- オ 第3施設小隊 3名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

カ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/2 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)

エ ジュバ市内 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ~ラニヤにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 へリの頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が
確認される (中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可
能性が高い

また、ジュバ市内においては一部地域で犯罪が頻発している事から流
れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエ
イ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

(10) 8月6日施設活動等実施に関する南スーダン派遣施設隊行動命令
(44頁、別紙第8-1)

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、移動間を含め流れ

弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

66 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1665号（平成28年8月6日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、外国人による商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、反UN感情に起因するデモへの巻き

込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、移動間を含め流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、IDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（1／7）（20頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

（黒塗り、代理人 注記）

(6) 情勢（2／7）（21頁、別紙第3－2）

図

「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7／19 ムンドリ

7／21 ムンドリ

7／26 バガリ

7／28 イエイ

7／29 バガリ

7／31 ジュバ、ルリ、イエイ

8／2 バガリ、リーア、ナシール

8／4 ナシール

8／5 ブンジ

(7) 情勢（4／7）（23頁、別紙第3－4）

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 6日0415頃、南西方向500m射撃音5発

(8) 患者受診状況 (31頁、別紙第5)

受診患者2名 (8月5日1800c~8月6日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (33頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)

エ ジュバ市内 反UNデモ

7/19, 20, 21, 22, 25, 26, 29実施

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ~ラニャにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 へりの頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(10) 総括 (40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が
確認される (中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能
性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一

部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエ
イ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

67 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1666号（平成28年8月7日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘
及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一
方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思
われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起して
おり、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治
能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一
般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメント
が発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の
減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとも
に（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環
境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活
動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送
に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が

必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれや略奪等に起因する流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては日中でも射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 明日の活動予定（7頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 情勢（1／7）（17頁、別紙第3－1）

その他入手した主要な情報資料

①（黒塗り、代理人 注記）

(5) 情勢（2／7）（18頁、別紙第3－2）

☒

ア ①ピボル

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7／19 ムンドリ

7／21 ムンドリ

7／26 バガリ

7／28 イエイ

7／29 バガリ

7／31 ジュバ、ルリ、イエイ

8／2 バガリ、ナシール

8／3 リーア

8／4 ナシール

8/5 ブンジ

(6) 情勢 (4/7) (20頁、別紙第3-4)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(7) 患者受診状況 (27頁、別紙第5)

受診患者12名 (8月6日1800c~8月7日1800c)

ア 隊本部 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

カ 派遣警務班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (29頁、別紙第7-1)

ア 宿营地 流れ弾

8/6 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)

エ ジュバ市内 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ~ラニャにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 へりの頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括（33頁、別紙第7-4）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

68 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1667号（平成28年8月8日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれには注意が必要
なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定（5頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（2／8）（23頁、別紙第3-2）

和平合意履行に関する情報

①乃至⑤（黒塗り、代理人 注記）

(6) 情勢（3／8）（24頁、別紙第3-3）

図

ア ①イエイ、②及び③ベンティウ、④ヤンビオ、⑤ボル
（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7／19 ムンドリ

7／21 ムンドリ

7/26 バガリ
7/28 イエイ
7/29 バガリ
7/31 ジュバ、ルリ、イエイ
8/2 バガリ、ナシール
8/3 リーア
8/4 ナシール
8/5 ブンジ
8/6 ナシール、ベンティウ
8/7 イエイ

(7) 情勢 (4/8) (25頁、別紙第3-4)

ジュバ郊外においてはマシャル氏に対するSPLAによる攻撃と見られる戦闘が確認されており、郊外での活動には重大な影響を及ぼすとともに、戦闘地域のジュバ方向への移動に注視が必要

(8) 情勢 (5/8) (26頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者3名 (8月7日1800c~8月8日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、

代理人注記)

エ ジュバ市内 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ～ラニャにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括 (40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

69 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1668号 (平成28年8月9日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起して

おり、暫定政府及び新 28 州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISS に対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4 頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA 等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

反UN感情がSPLA内で高まる可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4 頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれには注意が必要
なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定（5 頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7 頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（1／8）（23 頁、別紙第3－2）

和平合意履行に関する情報

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ 上記戦闘において、SPLA-iO側はSPLAによる攻撃であるとしているが、南リエク州（28州制）広報官はSPLA-iO内で

のマシヤル氏支持派とタバシ氏支持派の小競り合いであると発言

ウ ③及び⑤（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／8）（24頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

⑦乃至⑩（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（3／8）（25頁、別紙第3－3）

図

ア ①ヤンビオ、③マヤンディッド、⑤ナシール、⑦イエイ、⑧トリト、

⑨ジュバ～ボル、⑩ジュバ～テレケカ

（黒塗り、代理人注記）

イ ②ルブグウェイ

SPLA－iOと武装集団の戦闘

ウ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7／19 ムンドリ

7／21 ムンドリ

7／26 バガリ

7／28 イエイ

7／29 バガリ

7／31 ジュバ、ルリ、イエイ

8／2 バガリ、ナシール

8／3 リーア

8／4 ナシール

8／5 ブンジ

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、マヤンディッド

8／7 イエイ

8/8 ナシール

(8) 情勢 (4/8) (26頁、別紙第3-4)

ア (黒塗り、代理人注記)

イ ジュバ郊外、特に南部及び北部の白ナイル川東岸においては戦闘が確認されており、郊外での活動には重大な影響を及ぼすとともに、戦闘地域のジュバ方向への移動に注視が必要

(9) 情勢 (5/8) (27頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(10) 患者受診状況 (35頁、別紙第5)

受診患者8名 (8月8日1800c~8月9日1800c)

ア 隊本部 5名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢 (37頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1 ジュバ~ラニャにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(12) 総括 (41頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

70 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1669号(平成28年8月10日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、UNMIS Sに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに

に（中略）SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれには注意が必要
なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定（５頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（７頁）

イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（１／８）（２４頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ ９日、ナシールに「おけるSPLAとSPLA-iOの戦闘は継続しており、SPLA-iO側から１１日１７００までに降伏しなければ、徹底的に攻撃するという最後通牒が送られた模様

ウ SPLA-iO側広報官によると、８日中央エクアトリア州ラス、
９日同州イエイにおいてSPLAによる攻撃によりSPLA-iOとの戦闘が生起し、両地域共にSPLA-iOの掌握下にある模様
→ラニャ～イエイ周辺においては、SPLAとSPLA-iOの戦闘が継続しており、戦闘地域については、南部国境方向に移動している模様

(6) 情勢（２／８）（２５頁、別紙第３－２）

④乃至⑥（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（３／８）（２６頁、別紙第３－３）

図

ア ①ナシール、④リーア、⑤ルブグウェイ、⑥イエイ
(黒塗り、代理人注記)

イ ②ヤンビオ

SPLAとSSPPF (南スーダン人民愛国戦線、代理人注記) の
戦闘

ウ ③イエイ

SPLAとSPLA-iOの戦闘

エ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト

7/12 ワウ

7/13 イエイ、ムンドリ、リーア

7/14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7/19 ムンドリ

7/21 ムンドリ

7/26 バガリ

7/28 イエイ

7/29 バガリ

7/31 ジュバ、ルリ、イエイ

8/2 バガリ、ナシール

8/3 リーア

8/4 ナシール

8/5 ブンジ

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、マヤンディッド

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

(8) 情勢 (4/8) (27頁、別紙第3-4)

ア SPLA-iO側報道官によると、9日、ジュバ～イエイロード上

のラニャ近郊においてSPLAとSPLA-iOの戦闘が生起した模様

イ ジュバ郊外、特に南部及び北部の白ナイル川東岸においては戦闘が確認されており、郊外での活動には重大な影響を及ぼすとともに、戦闘地域のジュバ方向への移動に注視が必要

(9) 情勢 (5/8) (28頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(10) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者7名 (8月9日1800c~8月10日1800c)

ア 隊本部 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第3施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1, 9 ジュバ~ラニャにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 へりの頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(12) 総括 (41頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

71 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1670号(平成28年8月11日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに(中略)SPLA等による略奪、暴行等への巻き込まれ及び衛生環

境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれには注意が必要
なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定（５頁）

イエイ道沿い及びグデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（７頁）

グデレ道沿い及びイエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（１／７）（２３頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（２／７）（２４頁、別紙第３－２）

③及び⑤（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（３／７）（２５頁、別紙第３－３）

図

ア ①ロコン、②イエイ、③ルブグウェイ、⑤クアジョク
（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
 7/19 ムンドリ
 7/21 ムンドリ
 7/26 バガリ
 7/28 イエイ
 7/29 バガリ
 7/31 ジュバ、ルリ、イエイ
 8/2 バガリ、ナシール
 8/3 リーア
 8/4 ナシール
 8/5 ブンジ
 8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、マヤンディッド
 8/7 イエイ
 8/8 ナシール、マヤンディッド
 8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

(8) 情勢 (5/7) (27頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 11日0232頃、ムヌキ方向1km以上4発

11日0249頃、トンピン方向1km以上10発以上

11日0254頃、トンピン方向1km以上4発

→宿営地においては、引き続き夜間の流れ弾に注意が必要

(9) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者4名 (8月10日1800c~8月11日1800c)

ア 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で(黒塗り、

代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

エ ジュバ市内 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び(黒塗り、代理人注記)

7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘

7/29, 30, 31, 1, 9 ジュバ～ラニヤにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括(40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたことから、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

72 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1671号(平成28年8月12日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生しており注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定（5頁）

グデレ道及びイエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

イエイ道及びグデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（1／8）（23頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／8）（24頁、別紙第3－2）

③及び④（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（3／8）（25頁、別紙第3－3）

㊦

ア ①ラフォン、②ナシール、③クアジョク、④ヤンビオ
（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7／11 ジュバ、トリト

7／12 ワウ

7／13 イエイ、ムンドリ、リーア

7／14 ナシール

7／17 ムンドリ、パラジョク、リーア

7／19 ムンドリ

7／21 ムンドリ

7／26 バガリ

7／28 イエイ

7／29 バガリ

7／31 ジュバ、ルリ、イエイ

8／2 バガリ、ナシール

8／3 リーア

8／4 ナシール

8／5 ブンジ

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、マヤンディッド

8／7 イエイ

- 8/8 ナシール、マヤンディッド
- 8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ
- (8) 情勢 (5/8) (27頁、別紙第3-5)
- ジュバ市内の状況
- (黒塗り、代理人注記)
- (9) 患者受診状況 (35頁、別紙第5)
- 受診患者5名 (8月11日1800c~8月12日1800c)
- ア 本部付隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (10) 情勢 (36頁、別紙第7-1)
- ア 宿営地 流れ弾
- 8/6, 11, 12 近傍での射撃 (夜間)
- イ UNハウス 流れ弾
- 7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開
- (黒塗り、代理人注記)
- ウ ジュバ市内 ハラスメント
- 7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、代理人注記)
- 8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求
- エ ジュバ市内 反UNデモ
- (黒塗り、代理人注記)
- オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
- 8/6 ロコンでの戦闘及び (黒塗り、代理人注記)
- 7/13, 17, 19, 21 ムンドリでの戦闘
- 7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ルリにおいて戦闘
- (黒塗り、代理人注記)
- 8/5 へりの頻繁な活動
- カ ジュバ郊外 ハラスメント
- (黒塗り、代理人注記)
- (11) 総括 (40頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から流れ弾には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

73 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1672号(平成28年8月13日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデート（委任された権限、代理人注記）の修正に併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに

に（中略）S P L A等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、I D Pの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びS P L Aによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定（５頁）

イエイ道及びグデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びI D Pの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（７頁）

イエイ道及びグデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（１／９）（２３頁、別紙第３－１）

和平合意履行に関する情報

S P L Aによるマシャル氏支持S P L A－i Oへの攻撃及びS P L A－i O内での衝突が生起する可能性

(6) 情勢（２／９）（２４頁、別紙第３－２）

①乃至③（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（３／９）（２５頁、別紙第３－３）

④乃至⑥（黒塗り、代理人注記）

(8) 情勢（４／９）（２６頁、別紙第３－４）

図

ア ①ピボル、②ロボノク、③及び⑥ヤンビオ、④ナシール、⑤リーア（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

7/11 ジュバ、トリト
7/12 ワウ
7/13 イエイ、ムンドリ、リーア
7/14 ナシール
7/17 ムンドリ、パラジョク、リーア
7/19 ムンドリ
7/21 ムンドリ
7/26 バガリ
7/28 イエイ
7/29 バガリ
7/31 ジュバ、ルリ、イエイ
8/2 バガリ、ナシール
8/3 リーア
8/4 ナシール
8/5 ブンジ
8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、マヤンディッド
8/7 イエイ
8/8 ナシール、マヤンディッド
8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

(9) 情勢 (5/9) (28頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(10) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者4名 (8月12日1800c~8月13日1800c)

ア 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で(黒塗り、代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発(国連大使)

8/13 OCHA(国連人道問題調整事務所、代理人注記)職員に対する(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び(黒塗り、代理人注記)

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(12) 総括(42頁、別紙第7-4)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、(黒塗り、代理人注記)には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

74 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1673号(平成28年8月14日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンダートの修正に併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動予定 (5 頁)

イエイ道及びグデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UN
ハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動
を実施する。

(4) 情勢 (4 / 7) (23 頁、別紙第3 - 4)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(5) 患者受診状況 (31 頁、別紙第5)

受診患者4名 (8月13日1800c ~ 8月14日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (33 頁、別紙第7 - 1)

ア 宿営地 流れ弾

8 / 6, 11, 12, 13 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7 / 12 ~ ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

7 / 21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)

8 / 10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8 / 13 UNMISSマンドートへの反発 (国連大使)

8 / 13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8 / 12 U交差点で検問

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8 / 6 ロコンでの戦闘及び (黒塗り、代理人注記)

7 / 29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8 / 5 への頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(7) 総括 (37頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、(黒塗り、代理人注記)には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

75 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1674号(平成28年8月15日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正に併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 明日の活動予定（7頁）

修正マンデートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 情勢（1／6）（17頁、別紙第3－1）

その他入手した主要な情報資料

ア ①（黒塗り、代理人注記）

イ ②マシャル氏側の報道官によると、SPLA-iOは各地からのジュバへと至るすべての経路を封鎖し、ジュバを制圧すると発言。ジュバ～ムンドリ感を完全制圧、ジュバ北西部を掌握、ジュバ南西部のロボノクを閉鎖、ジュバ～ボル間の道路を封鎖、ジュバ～トリ間、ジュバ～ニムレ間の道路を近く閉鎖すると発言

(5) 情勢（2／6）（18頁、別紙第3－2）

図

ア ①トリト

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/1 イエイ

8/3 リーア

8/4 ナシール

8/5 ブンジ

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ

(6) 情勢 (4/6) (20頁、別紙第3-4)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ スーダン空軍と思われる戦闘機の離発着

(7) 患者受診状況 (27頁、別紙第5)

受診患者7名 (8月14日1800c~8月15日1800c)

ア 隊本部 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (29頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で(黒塗り、代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発(国連大使)

8/13 OCHA職員に対する(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び(黒塗り、代理人注記)

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括(33頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、(黒塗り、代理人注記)には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

76 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1675号(平成28年8月16日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンダートの修正に併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

修正マンダートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

修正マンデートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（1／9）（24頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／9）（25頁、別紙第3－2）

④乃至⑧（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（3／9）（26頁、別紙第3－3）

その他入手した主要な情報資料

⑨（黒塗り、代理人注記）

(8) 情勢（4／9）（27頁、別紙第3－4）

図

ア ①リーア、②ムンドリ、④ロボノク、⑤マリディ、⑥エゾ、⑦トリト、
⑧ラフォン、⑨クアジョク

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／1 イエイ

8／3 リーア

8／4 ナシール

8／5 ブンジ

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8／13 イエイ、エゾ、マリディ

8／15 リーア

(9) 情勢（6／9）（29頁、別紙第3－6）

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 16日0214～0422頃、UNトンピンから南側1km以上の距離で射撃音3回

(10) 患者受診状況(37頁、別紙第5)

受診患者4名(8月15日1800c～8月16日1800c)

ア 隊本部 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

ウ 警備小隊 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢(39頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16 近傍での射撃(夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で(黒塗り、代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発(国連大使)

8/13 OCHA職員に対する(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び(黒塗り、代理人注記)

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 へりの頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(12) 総括 (43頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、(黒塗り、代理人注記)には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

77 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1676号(平成28年8月17日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンドートの修正に併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（４頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（５頁）

修正マンドートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（７頁）

修正マンドートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢（２／１０）（２５頁、別紙第３－２）

和平合意不履行に関する情報

①乃至④（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（３／１０）（２６頁、別紙第３－３）

その他入手した主要な情報資料

⑤及び⑥（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（４／１０）（２７頁、別紙第３－４）

図

ア ①マラカル、②及び③ナシール、④マリディ、⑤トリト、⑥ヤンビ

オ

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/1 イエイ

8/3 リーア

8/4 ナシール

8/5 ブンジ

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

(8) 情勢 (6/10) (29頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (7/10) (30頁、別紙第3-7)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 17日、1158頃、UNハウスメインゲート西側(距離不明)から射撃音1発確認

(10) 患者受診状況 (38頁、別紙第5)

受診患者9名(8月16日1800c~8月17日1800c)

ア 隊本部 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

エ 第3施設小隊 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

オ 警備小隊 2名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

カ 情報班 1名 疾患名(黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢（４０頁、別紙第７－１）

- ア 宿営地 流れ弾
８／６， １１， １２， １３， １６ 近傍での射撃（夜間）
- イ UNトンピン 反UNデモ
（黒塗り、代理人注記）
- ウ UNハウス 流れ弾
７／１２～ジュバ市西側でのSPLAの展開
（黒塗り、代理人注記）
- エ ジュバ市内 ハラスメント
７／２１， ２３， ２６， ３０ #３POCサイト近傍で（黒塗り、
代理人注記）
８／１０ １８００以降に車列が大統領府近傍で停止要求
８／１３ UNMISSマンドートへの反発（国連大使）
８／１３ OCHA職員に対する（黒塗り、代理人注記）
（黒塗り、代理人注記）
- オ ジュバ市内 流れ弾
８／１２ U交差点で検問
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
８／６ ロコンでの戦闘及び（黒塗り、代理人注記）
７／２９， ３０， ３１， １， ９， １０ ロコン、ルリにおいて戦闘
（黒塗り、代理人注記）
８／５ へリの頻繁な活動
- キ ジュバ郊外 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

(12) 総括（４４頁、別紙第７－５）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で犯罪が頻発している事から注意が必要

UNMIS Sの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、（黒塗り、代理人注記）には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-i O勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

78 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1677号(平成28年8月18日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-i O又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンドートの修正に併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要。

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送

に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果 (5頁)

修正マンデートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定 (7頁)

修正マンデートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢 (2/8) (26頁、別紙第3-2)

和平合意不履行に関する情報

①、③及び④ (黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (3/8) (27頁、別紙第3-3)

図

ア ①トリト、③ヤンビオ、④リーア

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/1 イエイ

8/3 リーア

8/4 ナシール

8/5 ブンジ

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

(7) 情勢 (5/8) (29頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(8) 患者受診状況 (37頁、別紙第5)

受診患者8名 (8月17日1800c~8月18日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (39頁、別紙第7-1)

ア 宿营地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8 / 6 ロコンでの戦闘及び（黒塗り、代理人注記）

7 / 29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
（黒塗り、代理人注記）

8 / 5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

(10) 総括（43頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、（黒塗り、代理人注記）には注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

79 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1678号(平成28年8月19日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名（中略）、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治

能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンダートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMIS Sマンダートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

修正マンダートに対する反発デモ及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(5) 情勢 (1/8) (24頁、別紙第3-1)

その他入手した主要な情報資料

17日、中央エクアトリア州における作戦を総括するSPLA-iOの指揮官は、「SPLAがジュバ郊外において、白色塗装し、UN表記したSPLA車両を用いて攻撃を行っている。」旨の発言をし、SPLAを非難した模様

また、UN表記された白いヘリコプターに攻撃された事についても加えて言及した模様

(6) 情勢 (2/8) (25頁、別紙第3-2)

①及び② (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (3/8) (26頁、別紙第3-3)

㊦

ア ①トリト、②ウロル

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/5 ブンジ

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

(8) 情勢 (5/8) (28頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者2名 (8月18日1800c~8月19日1800c)

ア 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

- ア 宿営地 流れ弾
8/6, 11, 12, 13, 16 近傍での射撃（夜間）
- イ UNトンピン 反UNデモ
（黒塗り、代理人注記）
- ウ UNハウス 流れ弾
7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開
（黒塗り、代理人注記）
- エ ジュバ市内 ハラスメント
7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で（黒塗り、
代理人注記）
8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求
8/13 UNMISSマンデートへの反発（国連大使）
8/13 OCHA職員に対する（黒塗り、代理人注記）
（黒塗り、代理人注記）
- オ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
8/6 ロコンでの戦闘及び（黒塗り、代理人注記）
7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
（黒塗り、代理人注記）
8/5 への頻繁な活動
- キ ジュバ郊外 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

(11) 総括（42頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されてお

り、S O F A違反及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のS P L A施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのS P L A－i O勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

80 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1679号(平成28年8月20日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

(ア) 和平合意関連

和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘及びキール大統領による第1副大統領及び暫定立法議会議長の一方的な指名(中略)、さらに時間を要するものと思料

(イ) その他の情報資料

北部及び南部地方において、S P L A－i O又は地元の者と思われる武装集団とS P L A又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNM I S Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに(中略)S P L A等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNM I S Sマンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、

ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（５頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾及びIDPの移動に留意して、各種活動を実施する。

(4) 情勢（１／８）（２２頁、別紙第３－１）

その他入手した主要な情報資料

（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（２／８）（２３頁、別紙第３－２）

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（３／８）（２４頁、別紙第３－３）

図

ア ①ナシール、②ブンジ、③ジュバ、④パジユート、⑤マヨム

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

８／５ ブンジ

８／６ ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

８／７ イエイ

８／８ ナシール、マヤンディッド

８／９ ナシール、ヤンビオ、イエイ

８／１３ イエイ、エゾ、マリディ

８／１５ リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

(7) 情勢 (5/8) (26頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア 2329頃、8時方向、500m以上射撃音4発

0210頃、4時方向、500m以上射撃音5発

→引き続き、宿営地近傍での夜間の流れ弾に注意

イ (黒塗り、代理人注記)

(8) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者7名 (8月19日1800c~8月20日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンドレートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び(黒塗り、代理人注記)

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(10) 総括(38頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、(黒塗り、代理人注記)及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

81 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1680号(平成28年8月21日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンダートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンダートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 情勢（1／7）（18頁、別紙第3－1）

その他入手した主要な情報資料

（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（4／7）（21頁、別紙第3－4）

ジュバ市内の状況

ア 21日、ジュバ空港において、携帯電話を使用していたUN関係者が写真撮影をしていたと疑われ、空港警備担当者による手荷物検査等に約2時間程度拘束された模様

イ （黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（5／7）（22頁、別紙第3－5）

(黒塗り、代理人注記)

(6) 患者受診状況 (29頁、別紙第5)

受診患者2名 (8月20日1800c~8月21日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (31頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16, 20 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

7/21, 23, 26, 30 #3POCサイト近傍で (黒塗り、
代理人注記)

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び (黒塗り、代理人注記)

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(8) 総括 (35頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

NMIS Sの修正マニフェストに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて(黒塗り、代理人注記)及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-i O勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

82 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1681号(平成28年8月22日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-i O又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マニフェストの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内(4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに(中略)SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲へ

の巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISS マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送（月・水・金）に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 明日の活動予定（７頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 情勢（１／９）（２３頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（２／９）（２４頁、別紙第３－２）

ア ②（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（３／９）（２５頁、別紙第３－３）

③（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（４／９）（２６頁、別紙第３－４）

図

ア ①ナシール、②パジュート～ユアイ、③トリト

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン
8/7 イエイ
8/8 ナシール、マヤンディッド
8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ
8/13 イエイ、エゾ、マリディ
8/15 リーア
8/16 ナシール、マリディ
8/19 パジュート
8/21 ナシール

(8) 情勢 (6/9) (28頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者4名 (8月21日1800c~8月22日1800c)

ア 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16, 20 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンドレートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び(黒塗り、代理人注記)

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

8/5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括(42頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて(黒塗り、代理人注記)及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

83 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1682号(平成28年8月23日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地

方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMIS S Sに対するデモ及び8月にはUN職員
の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデ
ートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したと併せてデ
モ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の
減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとも
に（中略）S P L A等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲へ
の巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMIS S S マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送
にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、
ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、周辺での射撃による流れ弾、I D Pの移送
（月・水・金）に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能
性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント
及びS P L Aによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍
での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びグデレ道、イエイ道沿いでの
戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に
留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びグデレ道、イエイ道沿いでの
戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾に留意
して活動を実施する。

(5) 情勢 (2/9) (24頁、別紙第3-2)

ア 和平合意不履行に関する情報

① (黒塗り、代理人注記)

イ その他入手した主要な情報資料

②及び③ (黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (3/9) (25頁、別紙第3-3)

㊦

ア ①マグウィ、②パラジョク、カジョケジ、③ナシール
(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

(7) 情勢 (5/9) (27頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(8) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者6名 (8月22日1800c~8月23日1800c)

ア 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第3施設小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16, 20 近傍での射撃（夜間）

イ UNトンピン 反UNデモ

（黒塗り、代理人注記）

ウ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開

（黒塗り、代理人注記）

エ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発（国連大使）

8/13 OCHA職員に対する（黒塗り、代理人注記）

（黒塗り、代理人注記）

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

（黒塗り、代理人注記）

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び（黒塗り、代理人注記）

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

（黒塗り、代理人注記）

8/5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

(10) 総括（42頁、別紙第7－5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、グデレ道及びイエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

84 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1683号(平成28年8月24日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに(中略)SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿営地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果 (5頁)

ジュバ市内におけるハラスメント及びグデレ道、イエイ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定 (7頁)

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢 (1/9) (22頁、別紙第3-1)

和平合意不履行に関する情報

① (黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (2/9) (23頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

②及び③ (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (3/9) (24頁、別紙第3-3)

④及び⑤ (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (4/9) (25頁、別紙第3-4)

図

ア ①イエイ、②ヤンビオ、③パゲリ、④ラニャ、⑤マンガラ
(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

- 8/15 リーア
- 8/16 ナシール、マリディ
- 8/19 パジュート
- 8/21 ナシール
- 8/23 イエイ

(9) 情勢 (6/9) (27頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(10) 患者受診状況 (35頁、別紙第5)

受診患者4名 (8月23日1800c~8月24日1800c)

- ア 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 警備小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢 (37頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/6, 11, 12, 13, 16, 20 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

(黒塗り、代理人注記)

ウ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンドートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8 / 6 ロコンでの戦闘及び（黒塗り、代理人注記）

7 / 29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
（黒塗り、代理人注記）

8 / 5 への頻繁な活動

キ ジュバ郊外 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

(12) 総括（41頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マandatに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

85 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1684号(平成28年8月25日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員

の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（４頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿营地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（５頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（７頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（１／８）（２２頁、別紙第３－１）

和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢 (2/8) (23頁、別紙第3-2)

その他入手した主要な情報資料

③及び④ (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (3/8) (24頁、別紙第3-3)

図

ア ①ナシール、③ギト、④クアジョク

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/24 ナシール

(8) 情勢 (5/8) (26頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者10名 (8月24日1800c~8月25日1800c)

ア 隊本部 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/20 近傍での射撃（夜間）

イ UNハウス 流れ弾

7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開

（黒塗り、代理人 注記）

ウ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発（国連大使）

8/13 OCHA職員に対する（黒塗り、代理人注記）

（黒塗り、代理人注記）

エ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

（黒塗り、代理人注記）

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/6 ロコンでの戦闘及び（黒塗り、代理人注記）

7/29, 30, 31, 1, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

（黒塗り、代理人注記）

8/5 への頻繁な活動

カ ジュバ郊外 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

(11) 総括（40頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦

闘には引き続き注意が必要

86 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1685号(平成28年8月26日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンダートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに(中略)SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンダートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響 (4頁)

宿营地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（1／8）（21頁、別紙第3－1）

和平合意不履行に関する情報

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／8）（22頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

③乃至⑤（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（3／8）（23頁、別紙第3－3）

☒

ア ①パゲリ、③ナシール、③リーア、④ブンジ、⑤ラフォン
（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8／13 イエイ、エゾ、マリディ

8／15 リーア

8／16 ナシール、マリディ

8／19 パジュート

8／21 ナシール

8/23 イエイ

8/24 ナシール

(8) 情勢 (5/8) (25頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 25日0000頃、トンピン方向2km射撃音4発を2回確認

25日ムヌキ方向2km、0211頃射撃音10発及び0220頃
5発確認

ウ UNハウス周辺

射撃、武装した男性確認

(9) 患者受診状況 (33頁、別紙第5)

受診患者15名 (8月25日1800c~8月26日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 5名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第1施設小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 警備小隊 4名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

カ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (35頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/25 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンドゥークへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8 / 1 2 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8 / 1, 6, 9, 1 0 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括 (39頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

また、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて(黒塗り、代理人注記)及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

87 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1686号(平成28年8月27日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMIS S Sに対するデモ及び8月にはUN職員
の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデ
ートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したと併せてデモ
及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の
減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとも
に（中略）S P L A等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲へ
の巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMIS S S マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送
にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、
ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、I D P
の移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり
注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント
及びS P L Aによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍
での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦
闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意
して活動を実施する。

(4) 情勢（4／7）（20頁、別紙第3－4）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(5) 患者受診状況（28頁、別紙第5）

受診患者10名（8月26日1800c～8月27日1800c）

ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
ウ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
エ 第2施設小隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
オ 警備小隊 4名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
カ 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（30頁、別紙第7-1）

ア 宿営地 流れ弾
8/25 近傍での射撃（夜間）
イ UNハウス 流れ弾
7/12～ジュバ市西側でのSPLAの展開
（黒塗り、代理人注記）
ウ ジュバ市内 ハラスメント
8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求
8/13 UNMISSマンデートへの反発（国連大使）
8/13 OCHA職員に対する（黒塗り、代理人注記）
（黒塗り、代理人注記）
エ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
（黒塗り、代理人注記）
オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
（黒塗り、代理人注記）
カ ジュバ郊外 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）

(7) 総括（34頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMIS Sの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-i O勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要

88 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1687号(平成28年8月28日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-i O又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内 (4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISS マンデートの変更に関するデモ及びマシヤル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 明日の活動予定（７頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 情勢（１／６）（１６頁、別紙第３－１）

その他入手した主要な情報資料

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（２／６）（１７頁、別紙第３－２）

図

ア ①ヤンビオ、②ボル

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

８／６ ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

８／７ イエイ

８／８ ナシール、マヤンディッド

８／９ ナシール、ヤンビオ、イエイ

８／１３ イエイ、エゾ、マリディ

８／１５ リーア

８／１６ ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

(6) 情勢 (4/6) (19頁、別紙第3-4)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(7) 患者受診状況 (26頁、別紙第5)

受診患者2名 (8月27日1800c~8月28日1800c)

ア 隊本部 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (28頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/25 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISSマンデートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (32頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での

散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

89 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1688号(平成28年8月29日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の新入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンドートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあるものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに

に（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンドートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（1／8）（21頁、別紙第3－1）

ア ①及び②（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

③乃至⑤（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／8）（22頁、別紙第3－2）

⑥乃至⑧（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（3／8）（23頁、別紙第3－3）

図

ア ①ナシール、②マグウィ、③パラジョク、④ギト、⑤リアング、⑥

ボル、⑦ベンティウ、⑧ピボル

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/26 ナシール

8/27 マグウイ

(8) 情勢 (5/8) (25頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 患者受診状況 (33頁、別紙第5)

受診患者5名 (8月28日1800c~8月29日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 警備小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (35頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/25 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

8/10 1800以降に車列が大統領府近傍で停止要求

8/13 UNMISS マンデートへの反発 (国連大使)

8/13 OCHA職員に対する (黒塗り、代理人注記)
(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問
(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括 (39頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される (中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて (黒塗り、代理人注記) 及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

90 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1689号(平成28年8月30日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦

闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（1／9）（21頁、別紙第3－1）

ア 和平合意不履行に関する情報

②（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

27日、キール大統領は「マシャル氏を帰還させようとする試みは、内戦を長期化させ、国民の苦難を増加させる。」と非難

(6) 情勢（3／9）（23頁、別紙第3－3）

③及び④（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（4／9）（24頁、別紙第3－4）

図

ア ②ナシール、③イエイ、④ギト

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8／13 イエイ、エゾ、マリディ

8／15 リーア

8／16 ナシール、マリディ

8／19 パジュート

8／21 ナシール

8／23 イエイ

8／26 ナシール

8/27 マグウィ

8/29 ナシール

(8) 情勢 (6/9) (26頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(9) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者7名 (8月29日1800c~8月30日1800c)

ア 隊本部 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (35頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/25 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

8/13 UNMISSマンデートへの反発 (国連大使)

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括 (40頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で夜間に銃犯罪が発生している事から流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

91 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1690号(平成28年8月31日)

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンドートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始

されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく
犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による
略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の
維持には注意が必要

UNMISS マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送
にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、
ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地周辺においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDP
の移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり
注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント
及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍
での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦
闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意
して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦
闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意
して活動を実施する。

(5) 情勢（1／9）（21頁、別紙第3－1）

ア 和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

③及び④（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／9）（22頁、別紙第3－2）

⑤（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢 (3/9) (23頁、別紙第3-3)

図

ア ①ナシール、③ギト、④リーア、⑤トリト

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/26 ナシール

8/27 マグウイ

8/29 ナシール

(8) 情勢 (5/9) (25頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 31日0154頃、UNトンピン南側約1km以上において連続射

撃音4発

0157頃、同地域で連続射撃音3発

(9) 情勢 (6/9) (26頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(10) 者受診状況 (34頁、別紙第5)

受診患者3名 (8月30日1800c~8月31日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(11) 情勢 (36頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/25, 31 近傍での射撃 (夜間)

イ UNハウス 流れ弾

7/12~ジュバ市西側でのSPLAの展開

(黒塗り、代理人注記)

ウ ジュバ市内 ハラスメント

8/13 UNMISSマンデートへの反発 (国連大使)

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

(12) 総括 (40頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される (中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて (黒塗り、代理人注記) 及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周

辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

92 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1691号（平成28年9月1日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMIS S マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移

送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（1／10）（23頁、別紙第3－1）

ア 和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

②及び③（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／10）（24頁、別紙第3－2）

③乃至⑤（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（3／10）（25頁、別紙第3－3）

図

ア ①ナシール、②トリト、③パゲリ、④マラカル、⑤ギト
（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/26 ナシール

8/27 マグウィ

8/30 ナシール

(8) 情勢 (5/10) (27頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

ア (黒塗り、代理人注記)

イ 1日1000頃、UNハウス北西で射撃音4発確認

31日、2310頃、宿営地北西方向300m以上から射撃音5発確認

1日、0009頃、宿営地北西方向1km以上から射撃音2発確認

(9) 情勢 (6/10) (28頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(10) 情勢 (7/10) (29頁、別紙第3-7)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(11) 患者受診状況 (37頁、別紙第5)

受診患者9名 (8月31日1800c~9月1日1800c)

ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第2施設小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 警備小隊 3名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(12) 情勢 (39頁、別紙第7-1)

- ア 宿营地 流れ弾
8 / 25, 31 近傍での射撃 (夜間)
- イ UNトンピン 反UNデモ
9 / 1 デモ (高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺)
- ウ UNハウス 流れ弾
(黒塗り、代理人 注記)
- エ ジュバ市内 ハラスメント
(黒塗り、代理人注記)
- オ ジュバ市内 流れ弾
8 / 12 U交差点で検問
(黒塗り、代理人注記)
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
8 / 1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)

(13) 総括 (43頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される (中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて (黒塗り、代理人注記) 及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

93 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1692号 (平成28年9月2日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンダートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことから併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

UNMISSマンダートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍

での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（５頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 情勢（１／９）（２４頁、別紙第３－１）

ア 和平合意不履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

②（黒塗り、代理人注記）

(5) 情勢（２／９）（２５頁、別紙第３－２）

⑤（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（３／９）（２６頁、別紙第３－３）

図

ア ①ワト、②トリト、⑤レンク

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

８／６ ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

８／７ イエイ

８／８ ナシール、マヤンディッド

８／９ ナシール、ヤンビオ、イエイ

８／１３ イエイ、エゾ、マリディ

８／１５ リーア

８／１６ ナシール、マリディ

８／１９ パジュート

８／２１ ナシール

８／２３ イエイ

８／２６ ナシール

８／２７ マグウイ

８／３０ ナシール

- (7) 情勢 (5/9) (28頁、別紙第3-5)
ジュバ市内の状況
(黒塗り、代理人注記)
- (8) 情勢 (6/9) (29頁、別紙第3-6)
ジュバ市内の状況
ア 31日夜、女性3名がジュベル検問所において複数人の兵士により
性的暴行を受けた模様
イ (黒塗り、代理人注記)
- (9) 患者受診状況 (37頁、別紙第5)
受診患者4名 (9月1日1800c~9月2日1800c)
ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
イ 本部付隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
ウ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (10) 情勢 (39頁、別紙第7-1)
ア 宿営地 流れ弾
8/25, 31 近傍での射撃 (夜間)
イ UNトンピン 反UNデモ
9/1 デモ (高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺)
ウ UNハウス 流れ弾
(黒塗り、代理人注記)
エ ジュバ市内 ハラスメント
(黒塗り、代理人注記)
オ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
(黒塗り、代理人注記)
カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)
- (11) 総括 (43頁、別紙第7-5)
ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での

散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

94 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1693号（平成28年9月3日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMISSに対するデモ及び8月にはUN職員の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンドートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始

されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく
犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による
略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の
維持には注意が必要

UNMISS マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送
にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、
ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移
送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意
が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント
及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍
での活動には警戒が必要

(3) 情勢（1／8）（18頁、別紙第3－1）

その他入手した主要な情報資料

①（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（2／8）（19頁、別紙第3－2）

図

ア ①トリト

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8／13 イエイ、エゾ、マリディ

8／15 リーア

8／16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート
8/21 ナシール
8/23 イエイ
8/26 ナシール
8/27 マグウィ、トリト
8/30 ナシール
9/1 ナシール
9/2 イエイ

(5) 情勢（4/8）（21頁、別紙第3-4）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（5/8）（22頁、別紙第3-5）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(7) 患者受診状況（30頁、別紙第5）

受診患者4名（9月2日1800c～9月3日1800c）

ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 警備小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

エ 情報班 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(8) 情勢（32頁、別紙第7-1）

ア 宿営地 流れ弾

8/25, 31 近傍での射撃（夜間）

イ UNトンピン 反UNデモ

9/1 デモ（高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺）

ウ UNハウス 流れ弾

（黒塗り、代理人注記）

エ ジュバ市内 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

オ ジュバ市内 流れ弾

8 / 1 2 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8 / 1, 6, 9, 1 0 ロコン、ルリにおいて戦闘

(黒塗り、代理人注記)

(9) 総括 (3 6 頁、別紙第 7 - 5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マandatに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて(黒塗り、代理人注記)及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

95 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1694号(平成28年9月4日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化

は否定できない状況にあるものと思料

また、7月下旬にUNMIS Sに対するデモ及び8月にはUN職員
の再入国の規制を含む直接的なハラスメントが発生しており、マンデ
ートの修正及びマシャル氏の輸送にUNが関与したことと併せてデモ
及びハラスメント注意が必要

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始
されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく
犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による
略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の
維持には注意が必要

UNMIS S マンデートの変更に関するデモ及びマシャル氏の輸送
にUNが関与したことによるハラスメント発生の可能性は否定できず、
ジュバ市内での活動には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移
送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意
が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント
及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍
での活動には警戒が必要

(3) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦
闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意
して活動を実施する。

(4) 情勢（1／7）（16頁、別紙第3－1）

ア 和平合意不履行に関する情報

②（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

③ (黒塗り、代理人注記)

(5) 情勢 (2/7) (17頁、別紙第3-2)

図

ア ②トリト、③ナシール

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/26 ナシール

8/27 マグウイ、トリト

8/30 ナシール

9/1 ナシール

9/2 イエイ

(6) 情勢 (4/7) (19頁、別紙第3-4)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (5/7) (20頁、別紙第3-5)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(8) 患者受診状況 (27頁、別紙第5)

受診患者3名 (9月3日1800c~9月4日1800c)

ア 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(9) 情勢（32頁、別紙第7-1）

ア 宿営地 流れ弾

8/25, 31, 3 近傍での射撃（夜間）

イ UNトンピン 反UNデモ

9/1 デモ（高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺）

ウ UNハウス 流れ弾

（黒塗り、代理人注記）

エ ジュバ市内 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

オ ジュバ市内 流れ弾

8/12 U交差点で検問

（黒塗り、代理人注記）

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘

（黒塗り、代理人注記）

(10) 総括（36頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

UNMISSの修正マンデートに対する政府側の反発が確認されており、UNによるマシャル氏の輸送による対UN感情の悪化と併せて（黒塗り、代理人注記）及びハラスメントには注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

96 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1695号（平成28年9月5日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マンシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿营地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意

して活動を実施する。

4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（2／8）（24頁、別紙第3－2）

その他入手した主要な情報資料

①（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（3／8）（25頁、別紙第3－3）

㊦

ア ②ルンベク

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8／13 イエイ、エゾ、マリディ

8／15 リーア

8／16 ナシール、マリディ

8／19 パジュート

8／21 ナシール

8／23 イエイ

8／26 ナシール

8／27 マグウィ、トリト

8／30 ナシール

9／1 ナシール

9／2 イエイ

(7) 情勢（5／8）（27頁、別紙第3－5）

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(8) 患者受診状況 (35頁、別紙第5)

受診患者5名 (9月4日1800c～9月5日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 施設器材小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (37頁、別紙第7-1)

- ア 宿営地 流れ弾
8/25, 31, 3 近傍での射撃 (夜間)
- イ UNトンピン 反UNデモ
9/1 デモ (高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺)
- ウ UNハウス 流れ弾
(黒塗り、代理人注記)
- エ ジュバ市内 ハラスメント
(黒塗り、代理人注記)
- オ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
(黒塗り、代理人注記)
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
8/1, 6, 9, 10 ロコン、ルリにおいて戦闘
(黒塗り、代理人注記)

(10) 総括 (41頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される (中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周

辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

97 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1696号（平成28年9月6日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

北部及び南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘が生起しており、暫定政府及び新28州制に基づく新州行政機関の治安統治能力は地方においては十分に発揮できていないため、報復又は一般犯罪は継続すると思われる

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定 (7頁)

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢 (1 / 10) (22頁、別紙第3-1)

和平合意履行に関する情報

(黒塗り、代理人注記)

(6) 情勢 (2 / 10) (23頁、別紙第3-2)

和平合意不履行に関する情報

① (黒塗り、代理人注記)

(7) 情勢 (3 / 10) (24頁、別紙第3-3)

その他入手した主要な情報資料

②乃至⑤ (黒塗り、代理人注記)

(8) 情勢 (4 / 10) (25頁、別紙第3-4)

⑥乃至⑧ (黒塗り、代理人注記)

(9) 情勢 (5 / 10) (26頁、別紙第3-5)

図

ア ①ナシール、②タンブラ、③トリト、④ニムレ、⑤ファショダ、⑥ニムニ、⑦ワウ、⑧ジュバ～ボル

(黒塗り、代理人注記)

イ 「戦闘」マーク

8 / 6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8 / 7 イエイ

8 / 8 ナシール、マヤンディッド

8 / 9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8 / 13 イエイ、エゾ、マリディ

8 / 15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/26 ナシール

8/27 マグウィ、トリト

8/30 ナシール

9/1 ナシール

9/2 イエイ

(10) 情勢 (7/10) (28頁、別紙第3-7)

ジュバ市内の状況

(黒塗り、代理人注記)

(11) 患者受診状況 (36頁、別紙第5)

受診患者7名 (9月5日1800c~9月6日1800c)

ア 本部付隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

イ 施設器材小隊 2名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

ウ 第1施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

エ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

オ 第3施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

カ 警備小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)

(12) 情勢 (38頁、別紙第7-1)

ア 宿営地 流れ弾

8/25, 31, 3 近傍での射撃 (夜間)

イ UNトンピン 反UNデモ

9/1 デモ (高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺)

ウ UNハウス 流れ弾

(黒塗り、代理人注記)

エ ジュバ市内 ハラスメント

(黒塗り、代理人注記)

オ ジュバ市内 流れ弾

8 / 12 U交差点で検問

(黒塗り、代理人注記)

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

(黒塗り、代理人注記)

(13) 総括 (42頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

98 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1697号(平成28年9月7日)

(1) 表紙(1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域(3頁)

その他の情報資料

南部地方において、SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘は継続しており、報復又は一般犯罪は継続するものと思料

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

イ ジュバ市内(4頁)

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに(中略)SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の

維持には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、I D Pの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びS P L Aによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（５頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（７頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（１／９）（２２頁、別紙第３－１）

和平合意履行に関する情報

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（２／９）（２３頁、別紙第３－２）

和平合意不履行に関する情報

③及び④（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（３／９）（２４頁、別紙第３－３）

その他入手した主要な情報資料

⑤前エクアトリア州高官ら３名が和平合意が崩壊したとしてキール大統領政権を脱退し、S P L M－i Oに離反した模様

(8) 情勢（４／９）（２５頁、別紙第３－４）

図

ア ①ナシール、②上ナイル州、③イエイ、④カジョケジ

(黒塗り、代理人注記)

イ ⑤イエイ

元中央エクアトリア政府高官のSPLA-iOへの離反

ウ 「戦闘」マーク

8/6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8/7 イエイ

8/8 ナシール、マヤンディッド

8/9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8/13 イエイ、エゾ、マリディ

8/15 リーア

8/16 ナシール、マリディ

8/19 パジュート

8/21 ナシール

8/23 イエイ

8/26 ナシール

8/27 マグウィ、トリト

8/30 ナシール

9/1 ナシール

9/2 イエイ

9/4 イエイ

9/5 カジョケジ

(9) 情勢 (6/9) (27頁、別紙第3-6)

ジュバ市内の状況

ア 6日2357頃、UNトンピン南側2km以上において射撃音複数発

7日0315頃、UNトンピン北側500m以上において射撃音6発

イ (黒塗り、代理人注記)

(10) 患者受診状況 (35頁、別紙第5)

受診患者4名 (9月6日1800c~9月7日1800c)

- ア 隊本部 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 施設器材小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(11) 情勢（37頁、別紙第7-1）

- ア 宿営地 流れ弾
8/25, 31, 3, 7 近傍での射撃（夜間）
- イ UNトンピン 反UNデモ
9/1 デモ（高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺）
- ウ UNハウス 流れ弾
（黒塗り、代理人注記）
- エ ジュバ市内 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）
- オ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
（黒塗り、代理人注記）
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
（黒塗り、代理人注記）

(12) 総括（41頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

99 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1698号（平成28年9月8日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南部地方において、政府勢力側とSPLA-iO等との間での戦闘は継続しており、報復及び一般犯罪は継続するものと思料

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 明日の活動予定（7頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(5) 情勢（1／7）（23頁、別紙第3－1）

その他入手した主要な情報資料

①（黒塗り、代理人注記）

(6) 情勢（2／7）（24頁、別紙第3－2）

図

ア ①トリト～カポエタ

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

8／6 ナシール、ベンティウ、ルブグウェイ、ロコン

8／7 イエイ

8／8 ナシール、マヤンディッド

8／9 ナシール、ヤンビオ、イエイ

8／13 イエイ、エゾ、マリディ

8／15 リーア

8／16 ナシール、マリディ

8／19 パジュート

8／21 ナシール

8／23 イエイ

8／26 ナシール

8／27 マグウイ、トリト

8／30 ナシール

9／1 ナシール

9／2 イエイ

9／4 イエイ

9／5 カジョケジ

(7) 情勢（4／7）（26頁、別紙第3－4）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(8) 患者受診状況（34頁、別紙第5）

受診患者6名（9月7日1800c～9月8日1800c）

- ア 隊本部 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- イ 本部付隊 2名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- ウ 第2施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）
- エ 第3施設小隊 1名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(9) 情勢（36頁、別紙第7-1）

- ア 宿営地 流れ弾
8/25, 31, 3, 7 近傍での射撃（夜間）
- イ UNトンピン 反UNデモ
9/1 デモ（高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺）
- ウ UNハウス 流れ弾
（黒塗り、代理人注記）
- エ ジュバ市内 ハラスメント
（黒塗り、代理人注記）
- オ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
（黒塗り、代理人注記）
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
（黒塗り、代理人注記）

(10) 総括（40頁、別紙第7-5）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が増強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

100 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1699号（平成28年9月9日）

(1) 表紙（1頁）

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域（3頁）

その他の情報資料

南部地方において、政府勢力側とSPLA-iO等との間での戦闘は継続しており、報復及び一般犯罪は継続するものと思料

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にあるものと思料

イ ジュバ市内（4頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（4頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 本日の活動成果（5頁）

ジュバ市内におけるハラスメント及びイエイ道、グデレ道沿いでの戦闘状況を注視するとともに、UNハウス地区活動における流れ弾に留意して活動を実施する。

(4) 情勢（1／9）（21頁、別紙第3－1）

ア 和平合意履行に関する情報

①（黒塗り、代理人注記）

イ その他入手した主要な情報資料

- ② (黒塗り、代理人注記)
- (5) 情勢 (2/9) (22頁、別紙第3-2)
- ③ (黒塗り、代理人注記)
- (6) 情勢 (3/9) (23頁、別紙第3-3)
- 図
- ア ①ピボル、②マラカル、③ワウ〜ラジャ
(黒塗り、代理人注記)
- イ 「戦闘」マーク
- 8/26 ナシール
- 8/27 トリト
- 8/30 ナシール
- 9/1 ナシール
- 9/2 イエイ
- 9/4 イエイ
- 9/5 カジョケジ
- (7) 情勢 (5/9) (25頁、別紙第3-5)
- ジュバ市内の状況
(黒塗り、代理人注記)
- (8) 情勢 (6/9) (26頁、別紙第3-6)
- ジュバ市内の状況
(黒塗り、代理人注記)
- (9) 患者受診状況 (34頁、別紙第5)
- 受診患者4名 (9月8日1800c~9月9日1800c)
- ア 隊本部 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- イ 施設器材小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- ウ 第2施設小隊 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- エ 情報班 1名 疾患名 (黒塗り、代理人注記)
- (10) 情勢 (36頁、別紙第7-1)
- ア 宿営地 流れ弾
- 8/25, 31, 3, 7 近傍での射撃 (夜間)

- イ UNトンピン 反UNデモ
9/1 デモ (高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺)
- ウ UNハウス 流れ弾、不発弾
(黒塗り、代理人 注記)
- エ ジュバ市内 ハラスメント
(黒塗り、代理人注記)
- オ ジュバ市内 流れ弾
8/12 U交差点で検問
(黒塗り、代理人注記)
- カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ
(黒塗り、代理人注記)

(11) 総括 (40頁、別紙第7-5)

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される(中略)、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

101 南スーダン派遣施設隊日々報告 第1700号(平成28年9月10日)

(1) 表紙 (1頁)

「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」

(2) 情勢

ア 全域 (3頁)

その他の情報資料

南部地方において、政府勢力側とSPLA-iO等との間での戦闘は継続しており、報復及び一般犯罪は継続するものと思料

マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化

は否定できない状況にあるものと思料

イ ジュバ市内（４頁）

市内は平穏な状態に戻りつつあり公務員に対する給料の配給も開始されたものの、商店の閉鎖による物資の減少等、市民の生活は厳しく犯罪等は発生しやすい状態であるとともに（中略）SPLA等による略奪、暴行等の犯罪又は検問での発砲への巻き込まれ及び衛生環境の維持には注意が必要

ウ 活動に及ぼす影響（４頁）

宿営地においては、夜間の周辺での射撃による流れ弾、IDPの移送に伴う小競り合いへの巻き込まれ及び疾病罹患の可能性があり注意が必要

また、ジュバ市内においては、デモへの巻き込まれ、ハラスメント及びSPLAによる検問周辺での流れ弾には注意が必要

なお、UNハウス周辺においては射撃が発生していることから近傍での活動には警戒が必要

(3) 情勢（１／７）（１７頁、別紙第３－１）

その他入手した主要な情報資料

①及び②（黒塗り、代理人注記）

(4) 情勢（２／７）（１８頁、別紙第３－２）

図

ア ①ヤンビオ、②ナシール

（黒塗り、代理人注記）

イ 「戦闘」マーク

８／２６ ナシール

８／２７ トリト

８／３０ ナシール

９／１ ナシール

９／２ イエイ

９／４ イエイ

９／５ カジョケジ

(5) 情勢（４／７）（２０頁、別紙第３－４）

ジュバ市内の状況

（黒塗り、代理人注記）

(6) 患者受診状況（２８頁、別紙第５）

受診患者７名（９月９日１８００ｃ～９月１０日１８００ｃ）

ア 本部付隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

イ 第２施設小隊 ２名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

ウ 第３施設小隊 １名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

エ 警備小隊 ３名 疾患名（黒塗り、代理人注記）

(7) 情勢（３０頁、別紙第７－１）

ア 宿営地 流れ弾

８／２５，３１，３，７ 近傍での射撃（夜間）

イ UNトンピン 反UNデモ

９／１ デモ（高官ゲート前及びジョンギャラン霊廟周辺）

ウ UNハウス 流れ弾、不発弾

（黒塗り、代理人注記）

エ ジュバ市内 ハラスメント

（黒塗り、代理人注記）

オ ジュバ市内 流れ弾

８／１２ U交差点で検問

（黒塗り、代理人注記）

カ ジュバ郊外 戦闘への巻き込まれ

（黒塗り、代理人注記）

(8) 総括（３４頁、別紙第７－５）

ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあるものの、UNハウス周辺での散発的かつ単発的な射撃の発生が確認される（中略）、巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い

９日朝のUNハウス北側での検問に対する射撃事案後の同日夜間にPOCサイトのまた男性IDPが逃亡を図る等UNハウス近傍のSPLAとPOCサイト内IDPとの緊張が高まっている可能性があり、流れ弾

等に注意が必要

さらに、ジュバ市内においては昼間の治安は改善傾向にあるものの、一部地域で主に夜間に銃犯罪が発生していることから流れ弾に注意が必要

ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたこと及びコダ周辺でのSPLA-iO勢力の存在から、イエイ道及びグデレ道沿いの戦闘には引き続き注視が必要

第3 日報からわかること

そもそも広範囲にわたってマスキングされているため、詳細な事実関係は明らかにならないが、マスキングのない部分を分析するだけでも、南スーダンの現地情勢が悪化し、戦闘が継続していたことがわかる。

1 7月の戦闘より前の状況

(1) 全体の情勢

ア ベンティウにおいては、2016（平成28）年4月14日にもSPLAとiOの戦闘が発生していたことがわかる（1601号）。これに対する報復が6月2日の段階でも予想されていた。

なお、日報においては、戦闘に至らない程度の争いの場合は「抗争」と記載しており（1602号-（1）ア（イ）等）、敢えて「戦闘」との表現が使用されている場合は、「抗争」の域を遥かに凌駕した、まさに「戦闘」が行われていたと理解するのが自然である。

イ 6月9日（1607号）頃から、混合裁判所の設立を巡り、キール大統領とマシャル第1副大統領の間での意見の対立が鮮明化しており、これに伴い、国際社会の要求に背を向けた状態が継続していたことがわかる。

ウ 6月13日（1611号）には、10日にカジョケジにおいて、SPLAとSPLA-iOと主張する武装集団との「抗争」が生起したことが記載されている。ここでも、「抗争」と「戦闘」は区別されている。

この「抗争」であるが、「両部隊併せて30名程度が死亡」し、「当

初、SPLAが武装集団側を攻撃したが、武装集団側が撃退し少なくとも20名を殺害、戦車1両、戦闘車両多数を撃破及び鹵獲（ろかく、代理人注記）した」ようなものであった。住民も3名が死亡し、約1500名が避難を余儀なくされている。

このようなレベルでも、日報においては「戦闘」ではなく「抗争」と表記されているのである。

エ 6月15日（1613号）は、全域での情勢として、「南スーダン全域で経済状況の悪化は継続」と指摘されている。

オ 6月19日には、リア郡で「抗争」が生起し、iO高官が、SPLAがiOを攻撃したことは和平合意違反としてSPLAを非難している（1622号）。

このことから、6月には、両派において、紛争当事者間の停戦合意が崩れていると認識していることがわかる。

カ 6月20日の日報（1618号）では、ジュバの「市内の緊張の高まり」があることが指摘されている。この頃から、市内の治安が不穏になっているのである。

キ 6月23日（1621号）には、ルンベクで夜間外出禁止令が発令されるなど、治安が悪化していることが伺われる。

ク 6月24日は、「ワウにおいてSPLAと武装集団の間で抗争が生起している（1624号）。

ケ 6月27日の日報（1625号）によると、キール大統領が3者会談で合意内容に署名を拒否したとして、和平合意を無視していることが指摘されており、これが「和平合意の進捗を大幅に遅延させる行為であり、各地域における双方の緊張状態の継続」につながるとも報告されている。

コ 6月26日に「リーア郡におけるSPLAとiOの抗争」が生起している（1628号）。この記載は、前日である6月29日付1627号においては、マスキングがされていた。

防衛省は、マスキングは「派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報」について行っているとのことであるが、「リーア郡に

におけるSPLAとiOの抗争」がいかなる理由でマスキングの対象になっていたのか不明である。

このような抗争があったことすらマスキングの対象になっていたのだとすると、大量にマスキングされている部分も、真に警備態勢や他国からの情報に関わるものだから（開示できない）とする防衛省の主張は極めて疑わしい。

サ 7月4日（1632号）には、ジュバ市内の治安が悪化していることが報告されている。すなわち、6月30日に、トンピン地区で強盗を捕まえようとしたSPLA兵士が撃たれて死亡している。また、7月2日には、カトール地区において、iOの情報幹部が射殺され、iO側は、政府側の治安関係者により殺害されたと発言している。

シ 上記のように、7月よりも前の段階で、南スーダン各地でSPLAとiOによる「抗争」が生起しており、両派とも和平合意・停戦合意を遵守する姿勢なく、他方への攻撃を繰り返しているのである。

そのような緊張状態がジュバ市内にも及んできたのである。

(2) 宿営地周辺での射撃事案

ア 宿営地周辺における射撃事案も、5月以降、5日、9日、12日、15日、19日、20日と頻発しており、6月1日にも発生していた（1601号）。

これを受けて、「宿営地周辺における射撃による流れ弾等に注意が必要」との注意が毎日されていた。

イ 6月14日（1612号）にも、宿営地が存在するUNトンピン地区で夜間に射撃事案が発生している。

ウ 6月20日には、宿営地の約0.5～1kmから機関銃らしきものの射撃音7～8発が確認されており（1619号）、宿営地に近接した距離で殺傷能力が強い武器による射撃事案が発生している。

この頃から、宿営地近辺の緊張度は増している。

エ 6月23日ないし24日には、夜間に合計15発以上の射撃があり、中には曳光弾の発射もあったことが報告されている（1622号、1625号）。

オ 6月30日には、「日本隊宿営地南側500m以遠から射撃音4発」とあるように、宿営地に迫った距離で射撃事案が発生している（1628号）。

カ 以上のように、6月中も、宿営地の至近距離において何度も射撃事案が発生しており、宿営地近辺の緊張は高まっていた。

(3) UNハウス周辺での射撃事案

ア 6月5日はUNハウス（#3POCサイト）周辺において、発砲事案があった（1605号）。

これに伴い、6月5日の日報（1603号）までは1桁であった患者受診数が、6月6日の日報（1604号）から、2桁となっている。

6月6日は、5日からほぼ倍増した17名、6月7日（1605号）は10名、6月8日（1606号）は11名、6月11日（1609号）は17名、6月12日（1610号）は14名、6月13日（1611号）は20名、6月14日（1612号）は14名が、それぞれ受診している。

UNハウスで任務に当たっていた隊員が発砲事案を受けて何らかの身体的異常（負傷、精神疾患、不眠など）を訴えて、受診をしている可能性が極めて高い。

イ 6月13日及び14日にもUNハウス周辺で射撃事案が発生している（1613、1615号）。

ウ 6月23日にも射撃事案が発生している（1624号）。

エ 6月29日には、UNハウス（#3POCサイト）周辺において射撃事案が発生している（1627号）。

オ 7月5日付1633号で初めて、7月2日に発生した射撃事案について「総括」で指摘されている。2日に発生しているのにもかかわらず、3日または4日の日報の情報にはないのであるから、両日の日報においてはマスクングがされていた可能性が高い。

このような射撃事案が発生していることもマスクングの対象になっているのだとすると、それ以外のマスクング部分も、真に「派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報」なのか極めて疑わしい。

カ 以上のように、UNハウス近傍でも、断続的に射撃事案が発生していることがわかる。

(4) ハラスメント

ア 6月10日(1608号)以降は、大統領派による検問等の設置による交通規制が行われたり、これに伴い自衛隊に対するハラスメントが起こる可能性があった。このようにジュバ市内でも空気が不穏になってきていることから、隊員に対しては注意が促されていた。

イ 6月16日(1614号)によると、13日に、UNDPの職員が高官車両の通行を妨害したとして交通警察に逮捕されるというハラスメント事案が発生している。

ウ 6月20日(1618号)の日報では、「SPLA及び大統領警護隊からのハラスメントに注意が必要」と、ハラスメントをしているのが大統領派であることが明記されている。

エ 6月23日には、JMEC(合同監視評価委員会)議長が、「停戦監視任務の遂行を軍が妨害している」などと、移動規制や活動制限等の諸制約を行っているキール大統領を非難している(1622号)。

オ 以上から、SPLA及び大統領警護隊が国連に対してハラスメントを行っているのであり、紛争当事者が国連に対してPKO参加の同意を与えているとも言えない状態である。

(5) まとめ

7月の戦闘より前のジュバの情勢からしても、①紛争当事者間の停戦の合意は完全に崩壊しており、②紛争当事者(南スーダン政府)が、国連(ひいては日本)に対して、兵力地位協定による受入国の義務を果たしていない(参加の同意を与えていない)と言える。

2 7月の戦闘について

(1) 7月7日(1635号)は、活動の成果として「UN施設強化、整備、UN施設外における活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施」を挙げている。

6日の段階で、9日の独立記念日や治安の悪化に関連して、市内で武器検索が実施されていることが報告され、自衛隊も、「SofA違反へ

の対応には注意が必要」と指摘している。

7日の段階では、翌8日は、7日同様、「UN施設強化・整備、UN施設外における活動等、人道支援実施のための環境作りの活動を実施する」等の活動が予定されていた。

このように、7日は、市内で武器検索が行われていることから緊張が高まっているとはいえ、それまでと同様の活動を行い、翌日も行う予定であった。

- (2) 7月8日の日報(1636号)では、「ジュバ市内でのSPLAとiOとの抗争が生じた」と報告がされている。この段階では、依然「抗争」と表記して差し支えない状態であったことが伺われる。

とはいえ、8日の活動成果については、前日の活動予定とは異なり、「状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。」と報告がされている。これは、7日に予定されていた任務をこなせなかったことを表している。

翌9日の活動予定についても、「状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。」とのみ記載されており、平常時の活動が不可能な警戒態勢が前提となっていることがわかる。

7日は、20時頃から宿営地近傍において、SPLAとiOの銃撃が発生しているが、これまで射撃数を明記していたにもかかわらず、射撃数を明示しない報告になっている。これは、あまりにも多数の射撃がなされたためである。また、曳光弾の使用もあったことが明記されている。

なお、「総括」においては、「ジュバ市内におけるSPLAとSPLA-iOの衝突」と記載されている。

- (3) 7月9日(1637号)の日報では、「情勢」において、「戦闘」という表現が出てくる。すなわち、「8日夕、ジュバにおいてSPLAとSPLA-iOとの間で戦闘が生じた模様」と、これまで「抗争」という表現だったものが、敢えて「戦闘」に書き改められているのである。

これは、「ジュバにおけるSPLAとSPLA-iO間の戦闘により、双方合わせて約150名の死傷者が発生している」とあるように、死傷者の数が膨大にのぼり、そのような結果を招来する長時間にわたる苛烈

な銃撃戦や戦車や対戦車ヘリなどの出動も伴う大規模な攻撃の応酬等があったという実態を反映しての表現の変更である。

銃撃戦は、8日の夕方から始まり、曳光弾50発以上の発射や機関銃による射撃等が宿営地の間近で行われ、9日の午前まで継続したのである。

9日は、宿営地内での給水等の活動を除いて、宿営地外での活動はできておらず、宿営地から出られない状態は12日頃まで継続した。

翌10日の活動予定については、「状況により、UNMISSの警戒レベルの態勢に基づき、所要の対応を実施する。」に続けて、「警備レベル及び宿営地警備レベルの記載があるが、いずれもマスキングがされている。しかし、これまでにはない記載方法であり、警備レベル及び宿営地警備レベルのいずれもが最高レベルに引き上げられていることが容易に推測できる。

- (4) 7月10日(1638号)は、8日夕方からの戦闘の全貌が伝わってきており、「SPLA約90名、SPLA-iO約37名、民間人約25名が死亡した」と、まさに「戦闘」と表現するしかない実態が明らかになっている。

また、9日も夜間に曳光弾を含む射撃事案が宿営地近傍で発生し、宿営地から1~2kmの場所で爆発も起こっている。

さらに、10日は、午前中に宿営地から150mしか離れていない場所で砲撃を含む銃撃戦が発生した。その後、宿営地の道路を挟んですぐの200mしか離れていないトルコビルにおいて、「SPLAとSPLA-iOとの銃撃戦が発生」している。これまで銃撃戦の内容は、距離や射撃音の数などの記載もなされていたが、このトルコビルでの銃撃戦については全てマスキングされており全貌は不明である。

もっとも、このマスキングされている部分については、第1準備書面第5-8で記載した7月11日付モーニングレポートを合わせ読めば、トルコビル付近で砲撃やRPG(対戦車発射器)による射撃が行われ、トルコビルにランチャーが着弾し、負傷者が発生していることがわかる。また、戦車による戦車砲発射が行われ、これもトルコビルに命中してい

るなど、宿営地のすぐ目と鼻の先にあるトルコビルにおいて、「戦闘」としか表現しようのない武力衝突が起こっていたのである。

10日は夕方にも「ジュバ市内各所で衝突が発生し緊張状態」となっている。

- (5) 7月11日(1639号)にも、早朝から宿営地近傍において戦闘が発生している。マスクングばかりで詳細は分からないものの、宿営地のごく至近において、砲撃を含む銃撃戦が行われていることは明らかである。また、このマスクングされている部分については、第1準備書面第5-9で記載した7月12日付モーニングレポートを合わせ読めば、11日にも曳光弾による射撃や断続的な射撃が行われ、中国人兵士2名が死亡するに至っている。

「JMECは南スーダンの速やかな停戦を要請した模様」との記載があるように、国際的機関においては、内戦が生じていたとの認識であったことがわかる。

また、11日の18時に「キール大統領は停戦を宣言した」とあるように、SPLAとSPLA-iOが当時内戦をしていたことは明らかである。

- (6) 7月12日(1640号)によると、7月11日にキール大統領とマシヤル副大統領による停戦合意が締結されている。双方において、それまでは、内戦をしていたことを当然の前提とする行為である。

もともと、「偶発的な戦闘の可能性は否定できず、巻き込まれに注意が必要」と評価されるような状態で、依然として警備レベルは最高レベルであり、宿営地内での最低限の活動以外の活動は一切できていない点に変わりはない。

- (7) 以上の攻撃の実態から、①紛争当事者間の停戦の合意など崩れ去っており、内戦状態・戦闘状態と言わざるを得ない。

また、南スーダン政府においてPKO受け入れ同意の根拠である「兵力地位協定」に違反した行動をとったり、自衛隊の宿営地周辺で攻撃を行っていることから、②紛争当事者が国連と日本に対してPKO参加の同意を与えているとも言えない。

3 7月の戦闘以降の状況

(1) 全体の情勢

ア 7月13日（1641号）の情勢では、「11日、キール大統領及びマシヤル副大統領による再合意があったものの、和平合意の進捗は進展が乏しく、ジュバにおける両勢力の戦闘により、さらに時間を要するものと思料」と、「戦闘」があったことを前提に和平合意の履行が困難であることが報告されている。

また、同日の報告書では、「SPLAによるIDPに対する攻撃等に注意が必要」などと、平時では考えられない暴力的な事象が起る可能性が指摘されている。

なお、11日の停戦合意にもかかわらず、12日朝、ワウ南部においてSPLAとSPLA-iO間での「戦闘」が生起しているようであり、ジュバでの戦闘が、地方都市へ拡大していることが伺われる。

13日には警備レベルが前日よりは軽度になっていると思われるが、タイトルを含めて全てマスキングされているため不明である。

イ 7月14日日報（1642号）によると、マスキングのため詳細は不明であるものの、14日現在、UNMISS警戒レベルは「戦闘」があった時期と遜色のないレベルを継続していることが伺われる。

ウ ジュバに端を発した「戦闘」が、トリト、ワウ、イエイ、ムンドリ、パラジョク、リーア、ナシール、バガリ、ブンジ、ベンティウ、ルブグウェイ、マヤンディッド、ロコン、エゾ、マリディ、パジュート、マグウィ、カジョケジなどの地方都市に拡大していることが図に記載されている（1643～1650、1655、1664、1667、1668、1675、1679、1688、1697）。

これらの戦闘は7月中旬から9月上旬まで、各地で断続的に発生しているのである。

エ 7月16日（1644号）には、ジュバの「戦闘」で死亡した軍関係者が600人程度であると報告されている。600人もの軍関係者が死亡しているのであるから、これは「戦闘」以外の表現のしようがない。

7月26日(1654号)には、SPLAが今回の戦闘で使用した、不発弾となりそうなものは、「RPG7、迫撃砲弾、ロケット、対戦車榴弾及び手榴弾」と武器が明らかになっている。これらの使用された武器からしても、「戦闘」以外の何物でもない。

オ 7月19日の日報(1647号)では、リーアでの「戦闘」、ユアイでの「空爆予告」、7月20日(1648号)では、ムンドリで「戦闘」が起きていると図上で明記されている。ムンドリでの戦闘は7月13、17、19、21日と継続している(1650、1656号)。

7月22日の日報(1650号)では、7月12日と14日にラニャで戦闘が起きていることが明記されている。

7月31日の日報(1659号)では、28日に、イエイとルリで、「SPLAとSPLA-iOとの戦闘」があったことが明記されている。ルリでは、砲撃を含む戦闘であったことも報告されている。

また、29日から8月1日にかけては、「ジュバ～ラニャにおいて戦闘」と明記されているが、これが「激しい戦闘」であったことも報告されている(1659、1661号)。

8月1日(1660号)になっても、「ジュバーイエイ道沿い、ジュバ～ムンドリ道沿い、ジュバ北西部でSPLAとSPLA-iOの間に戦闘が生起している」とあるように、ジュバ及びジュバ近郊において戦闘が継続していることが報告されている。

実際に、7月31日にはジュバにおいて「SPLAとSPLA-iOとの戦闘」と明記されている。もともと、かかる「戦闘」については全てマスキングがされており、全貌は不明である。

8月2日(1661号)の段階で、派遣部隊においても、「両者の戦闘が継続するものと思料」と、「戦闘」が継続しているとの認識であったことがわかる。

8月4日(1663号)には、リーアで「SPLAとSPLA-iOの戦闘」が起きたため、ジュバ市内でも、その増援のために戦車の移動があり、5日も軍用ヘリの動きが活発化するなどしており、「戦闘」の継続を思わせる不穏な空気になっていることがわかる。このこ

ろから、「ジュバ市内及び近郊のSPLA施設が增強され始めたことから、イエイ道沿いの戦闘には引き続き注意が必要」と喚起が繰り返されている。

8月10日（1669号）には、9日の出来事として、ナシールにおけるSPLAとSPLA-iOの戦闘は継続しており、SPLA-iO側から11日1700までに降伏しなければ、徹底的に攻撃するという最後通牒が送られたと報告されている。このことから、両者の間では全く停戦合意がなされていないことが分かる。

8月11日（1670号）には、イエイ道沿い及びグデレ道沿いで戦闘状況を注視する必要があると指摘され、戦闘範囲が拡大していることがわかる。かかる記述は継続するものであり、このことから停戦合意が崩壊していることが分かる。

8月13日（1672号）には、ロコンヤルリで8月6日、9日、10日に「戦闘」が継続していることが報告されている。

8月15日（1674号）には、マシャル氏側の報道官が、「SPLA-iOは各地からのジュバへと至るすべての経路を封鎖し、ジュバを制圧する」「ジュバ〜ムンドリ感を完全制圧、ジュバ北西部を掌握、ジュバ南西部の8ロボノクを閉鎖、ジュバ〜ボル間の道路を封鎖、ジュバ〜トリ間、ジュバ〜ニムレ間の道路を近く閉鎖する」などと発言している。これは事実と異なる可能性があるが、このような発言をすること自体が停戦合意がなされていない証である。

8月22日（1681号）には、ジュバ市郊外での戦闘は小康状態にあることが報告されているが、これは少なくとも、それまでは深刻な戦闘が継続していたことを表すものである。

8月28日（1687号）には、「マシャル氏の回復及び今後の発言の如何によっては、戦闘の活発化は否定できない状況にある」と指摘されており、8月末でも戦闘は継続していることが前提となっているのである。

8月30日（1689号）には、27日にキール大統領が「マシャル氏を帰還させようとする試みは、内戦を長期化させ、国民の苦難を

増加させる。」と非難したと指摘されているが、これは、キール大統領において8月末の段階でも内戦が行われているという認識であった証左である。

9月7日(1697号)では、「SPLA-iO又は地元の者と思われる武装集団とSPLA又は暫定政府との間で戦闘は継続」と、9月になって以降も「戦闘」が継続していると報告されているのである。また、前エクアトリア州高官ら3名が和平合意が崩壊したとしてキール大統領政権を脱退し、SPLM-iOに離反したとの記述があるが、これは、政権内部においても和平合意が崩壊しているとの認識であることを示すものである。

カ 以上から、7月上旬～中旬のジュバでの戦闘後においても、7月31日にはジュバで「SPLAとSPLA-iOとの戦闘」が発生している他、停戦合意が履行されているとは全く言えないほど各地で戦闘が行われてうえ、SPLA及びSPLA-iOのいずれも停戦合意を履行しているとの認識はないのであるから、紛争当事者間の停戦合意は全く崩れ去り、深刻な内戦状態・戦闘状態が継続・拡大しているのである。

(2) 宿営地周辺での射撃事案

ア 宿営地周辺では、7月13日夜に散発的な射撃事案が発生している(1641号)。

8月1日にも、宿営地から500mほどの距離で射撃事案が発生している(1661号)。

8月2日～3日も宿営地のごく近傍で、重機関銃を用いた射撃事案が発生している(1662号)。

イ 8月は6日、11日、12日、13日、16日にも射撃事案が発生している(1670、1671、1672、1675号)。

8月12日の射撃事案においては、通常はマスクングされないような距離や射撃数などの詳細すら「情勢(5/8)」においてマスクングされている。射撃があったことが、8月12日(1671号)だけ「派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報」にあたるなどと

言うことはできないのであるから、余程の至近距離で射撃があった可能性が高い。

同様に、8月13日（1672号）も射撃の詳細がマスキングされているのであるから、危険が切迫するようなごく至近距離で射撃があったと考えるのが自然である。

ウ 8月20日（1679号）には、夜間に、500mの至近距離で銃撃事案が発生している。25日（1685号）、31日（1690号）にも夜間の射撃事案が発生している。

8月31日（1691号）も、宿営地の300mという至近距離で射撃事案が発生している。

エ 9月4日（1694号）になっても、宿営地近傍で射撃事案が発生している。

これは、「情勢（4／7）」においてマスキングされているが、他の射撃事案については明記されるにもかかわらず、この日だけ「派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報」にあたるなどと言うことはできない。

オ 9月7日も500mほどの至近距離での射撃事案が発生している。

カ このような宿営地周辺の緊張状態からしても、紛争当事者間の停戦の合意がなされていたとはいえない。

(3) UNハウス周辺での射撃事案

ア 7月16日（1644号） UNハウス周辺で射撃事案が発生している。

イ 7月29日（1657号）には、7月26日にジュバ市内の流れ弾の状況は改善されていると指摘されているが、これは、少なくとも7月25日までは流れ弾のリスクが非常に高かったことを示すものである。

とはいえ、総括においては、「ジュバ市郊外での戦闘及びUNハウス周辺での散発的な射撃の発生が確認されており巻き込まれ及び流れ弾が同地域周辺で発生する可能性が高い」との指摘がなされ続けている。

ウ その後は、マスキングされている可能性が高いが、8月17日には

少なくとも射撃事案が発生している（1676号）。

エ 9月1日（1691号）になっても、UNハウス近傍で射撃事案が発生している。

オ このように、UNハウス周辺でも射撃事案が多数回発生しており、紛争当事者が国連に対してPKO参加の同意を与えているとは言えないのである。

(4) ハラスメント

ア 7月13日（1641号）の日報によると、7月7日、10日及び11日にUNスタッフ及び外交官車両への射撃等が行われている。このように、国連職員すら攻撃対象になるような極めて危険な状態であったことは明白である。

なお、かかる記載は、前日まではマスクングがされていた事実であると思われる。これがマスクングの理由である「派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報」にあたるとは思われない。

イ 7月12日及び14日にもハラスメント事案が発生している（1646号）。

ウ 7月20日（1648号）には、UNMISSに対するデモを含む直接的なハラスメントが発生していることが指摘され、「反UN感情がSPLA内で高まっている可能性があり、ジュバ市内での活動には注意が必要」であると喚起されている。

実際に、反UNデモは、7月19、20、21、22、25、26、29日に実施されている（1657号）。

エ 7月29日（1657号）には、南スーダン外務省がUN職員の入国に関して一部制限するという反UN対応をしたという報告がなされている。

オ 8月13日（1672号）には、OCHA（国連人道問題調整事務所）職員に対する何らかのハラスメントが行われている。

カ 8月19日（1678号）には、SPLAがジュバ郊外において、白色塗装し、UN表記したSPLA車両を用いて攻撃を行っている可能性や、UN表記された白いヘリコプターで攻撃している可能性が指

摘されている。これは、国連へのハラスメントと言わざるを得ない。
キ このような反UNの活動が活発に行われているのであるから、紛争当事者が国連に対してPKO参加の同意を与えているとは到底言えない。

(5) その他

ア 8月3日(1662号)から、表紙に、「閲覧は関係者限定」「用済み後廃棄」などと、隠蔽の意図がうかがえる記載がされるようになった。

イ 8月19日(1678号)には、総括として、UNMISSの修正マンドートに対する政府側の反発が確認されており、「SofA違反」及びハラスメントには注意が必要と指摘されている。この「SofA違反」は、8月19日より前の日報でもそれより後の日報でもマスキングされている。

これが、マスキングの理由である「派遣部隊の警備態勢に関する記述や他国軍からの情報」にあたることは到底言えない。

ウ 以上のように、日報には、随所に本来マスキングがされるべきでないと思われる箇所にマスキングが施されている。

これはそもそも、防衛省において正確な情報を主権者国民に提供するのではなく、不都合な事実は隠蔽してしまおうとの意図を有しているからであり、このような姿勢は極めて問題である。

(6) まとめ

以上の通り、7月の戦闘より後のジュバの情勢からしても、①紛争当事者間の停戦の合意は崩壊しており、②紛争当事者が国連と日本に対してPKO参加の同意を与えているとも言えない。

第4 結論

1 以上の通り、黒塗り部分を除いた日報の記載からわかる南スーダンの現地情勢からは、遅くとも2016年6月の段階で、PKO参加5原則を満たしていないことである。

また、黒塗り部分の中には、厳しい現地情勢を反映して、開示された内

容より深刻な「戦闘」の実態、さらには、自衛隊に付与された任務を超えた業務（治安業務や他国軍隊との連携など）がUNM I S S司令部から出されたり、それに応じた活動などが記載されている可能性がある。

以上の「現地がどのような内戦状態にあったか」及び「自衛隊がUNM I S Sの指揮下で如何なる活動を行なったか」は、本訴訟の最も核心的な内容（自衛隊の活動の憲法9条違反・PKO協力法違反）である。

そして、日報はその日々の正確な記録であるから、最も重要な証拠であるとともに、政府の行為の記録であるから主権者の共有財産でもある。

もともと施設部隊は、「人道復興支援」を任務に派遣されているのであるから（甲5）、本来秘匿すべきことはないはずであり、むしろオープンにして、現地の状況と活動内容を日本及び国際社会にフィードバックすることこそ求められる。それが仮にPKO活動に対する妨害の情報だとした場合、日本及び他国の活動の安全な遂行に役立てるために、秘匿することなく情報を共有することこそ求められる。

2 しかるに、被告は、この南スーダンの情勢及び自衛隊の活動実態について、「本件差止の訴え及び本件国賠償訴訟は、不適法ないし主張自体失当であり、そのことのみによって排斥される」として、認否すら全面的に拒否する（平成29年5月1日付被告第1準備書面）。

しかし、平和的生存権の具体的権利性が認められることは確定した判例があり（請求原因第4、第5。被告主張の誤りは原告準備書面(3)で指摘）、唾棄するかのように切り捨てる被告主張は、明らかに失当である。

また、不法行為の相関関係説においては、違憲・違法性の内容・程度が問題になり、その評価の根拠事実を確定することは不可欠である。

以上より、原告は、被告が再考し、事実認否を行なうことを、改めて強く求めるものである。

以上